

KIER DISCUSSION PAPER SERIES

KYOTO INSTITUTE OF ECONOMIC RESEARCH

<http://www.kier.kyoto-u.ac.jp/index.html>

Discussion Paper No. 0606

“税収動向と税収弾性値に関する分析”

北浦 修敏

長嶋 拓人

2007 年 3 月



KYOTO UNIVERSITY

KYOTO, JAPAN

京都大学経済研究所

Discussion Paper No. 0606

税収動向と税収弾性値に関する分析

北浦 修敏

長嶋 拓人

2007年3月

税収動向と税収弾性値に関する分析

京都大学経済研究所 北浦 修敏

財務総合政策研究所 長嶋 拓人

要約

近年、自然増収の好調さがしばしば指摘されているが、本格的高齢化社会の到来を前に、社会保障給付の動向とともに、歳入の中長期的な動向を冷静に分析・検討することは極めて重要な課題といえる。本稿は、税収弾性値の推計を行い、短期的な税収の変動、中長期的な税収動向を分析・検討するとともに、今後の税収に影響を与える要因を幅広く検討することを目的とするものである。本稿の主な結論は以下の4点である。

第1に、長期の税収弾性値（分配関係が安定的な潜在成長経路上の税収の伸び率と経済成長率の関係）と年度内税収弾性値（同一年度内におけるGDPギャップの増減に伴う税収の変動）を分けて分析する必要性を指摘し、この考え方にに基づき、国税に関して、長期の税収弾性値は1.1、年度内税収弾性値は±2.1との分析結果を得た。具体的には、GDPギャップの増減に伴う税収の変動は、分配構造に影響を与えない潜在成長経路における税収の変動よりも大きくなるが、これは、主に課税ベースが平均税率の低い所得税と平均税率の高い法人税の間を景気循環に伴い変動することによって生じると整理した。この考え方にに基づき、まず分配構造が安定的な期間における長期の税収弾性値を推計し、次に、シミュレーションによりGDPギャップの変動から分配構造への影響を伴って生じる税収変動を測定して、GDPギャップの変動幅に対する税収弾性値を年度内税収弾性値として推計した。実際に観察される税収弾性値（短期の税収弾性値）は、現実の経済成長率が潜在成長率とGDPギャップの増減の合成であることから、長期の税収弾性値と年度内税収弾性値を加重平均したものとして得られることになり、極めて不安定なものであることが理解できる。

第2に、当初予算における税収見積もりと税収決算額の乖離を分析して、当該乖離は過去30年平均で3兆円近い大きなものであるが、その要因としては、経済見通しの誤りや前年度税収見積もりと決算額の乖離が重要であり、それぞれ全体の乖離の2割強を説明することを検証した。また、残余部分を説明するその他の要因として、GDPギャップに伴う年度内税収弾性値による税収の増減の効果をシミュレーション分析した結果、全体の乖離の1割強を説明するとの結果を得た。ただし、このようなマクロ経済のフロー・ベースの

税収分析だけでは、90年代以降の日本の税収変動を5割程度しか説明できないことも明らかになった。

第3に、従来のフロー・ベースの税収の分析に加えて、特に法人税に関して、ストック価格の変動が税収に与える影響を考慮する必要性を指摘した。バランス・シートの悪化の影響を中心とした90年代の赤字法人の欠損の拡大、繰越欠損金・翌期繰越額の積上りは法人税の課税ベースを侵食しており、シミュレーション分析の結果、こうした繰越欠損金の増加は、法人税を3~4兆円程度低下させていることを確認した。

最後に、税収弾性値を用いて作成した簡易な税収モデルで、需要と供給が均衡していた1987年度の税収水準を発射台として長期の税収弾性値を用いて現在の長期的税収水準を計算し、現在の税収水準と比較した結果、現在の税収水準は、長期的水準を若干下回るものの、概ね長期的水準に戻っているとの結果を得た。

1. はじめに

近年、財政再建に向けた論議が政府を中心に活発に行われている。そうした中で、2004年度以降、基礎的収支の改善が順調に進んでいるが、その要因の一つとして、税収の伸びが顕著であることが指摘できる。今後の本格的高齢化社会の到来を考えると、最近の基礎的収支の改善は楽観視できるものではないが、税収に影響を与える短期的・中期的要因を整理して、税収の動向を分析することは財政再建を考える上で重要と考えられる。本稿は、税収弾性値の推計を行い、短期的な税収の変動、中長期的な税収動向を分析・検討するとともに、今後の税収に影響を与える要因を幅広く検討することを目的とするものである。

本稿の構成は、まず、第2節で、財政再建の動向と税収見積りが困難な理由を検討し、第3節で長期の税収弾性値を推計する。第4節では長期の税収弾性値を用いて3つのシミュレーション分析を行い、年度内税収弾性値等の計算を行う。第5節では残された課題について整理する。

2. 財政再建の動向と税収見積りが困難な理由

(1) 財政再建の動向

経済財政諮問会議の資料によると、図表 2-1 に示されるように、国と地方の基礎的収支の対名目 GDP 比は、2003年度にマイナス6%近くあったものが、2007年度にはマイナス0.6%程度まで、約5%改善されている。これを、国の一般会計・地方の普通会計のベースでみると、一般歳出は2003年度の128.9兆円（国49.5兆円、地方79.4兆円、決算額）から124.3兆円（国47.0兆円、地方77.3兆円）²へと4.6兆円（GDP比1%弱）削減されたのに対して、国・地方の租税及び印紙収入は、75.9兆円（国43.3兆円、地方32.7兆円、決算額）から94.5兆円（国53.5兆円、地方41.1兆円）³へと18.6兆円（GDP比3.5%程度）増加している。

租税収入については、特別減税の廃止等により歳入増も図られているが、一方で、国の

¹ 北浦 修敏：京都大学経済研究所准教授、財務総合政策研究所特別研究官
長嶋 拓人：財務総合政策研究所研究員

² 内閣府(2007) 「日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～」より抜粋。

³ 同上。

税収等の決算額と当初予算額を比較すると、2003 年度から 2005 年度にかけて、1.5 兆円、3.8 兆円、5.1 兆円が増収となり、2006 年度も当初予算から補正予算にかけて 4.6 兆円税収見積りが修正されている。

今後、2012 年以降、団塊の世代が 65 歳を超えて本格的に引退生活に入り、年金、医療費が増加することを考えると、最近の自然増収による基礎的収支の改善は必ずしも事態の樂觀視を許すものではないが、今後の財政再建を考える上で、税収の動向を見極めることは極めて重要と考えられる。

(2) 税収等の動向

既にみたように、2003 年度以降、当初予算において税収見積もりが決算の税収額より過少となっていたが、このような税収見積もりの決算額からの乖離は、従来から上方にも下方にも発生していたことが、図表 2-2 からみてとれる。見積りが正確であれば、決算との乖離はゼロとなるはずであるが、図表 2-2(2)を見る限り、不規則にズレが発生している。特に、当該年度が半分以上すぎて、経済動向がある程度予測可能と思われる 12 月時点の補正予算で修正された見積もりでも、上方にも下方にもズレが発生しており、税収の見通しを正確に行うことは極めて難しいことがみてとれる。

(3) 税収見通しが困難な理由

税収見通しが困難な理由はいくつか考えられる。

第 1 に、税収弾性値が、景気変動に伴い、変動する。この原因には様々なものが考えられるが、その一つに景気変動に伴う労働分配率の変動があげられる。景気が上昇すると労働分配率が低下し、景気が悪化すると労働分配率が上昇することが知られているが、これに伴い、所得が平均税率・限界税率の高い法人税の課税ベースである法人企業所得と平均税率・限界税率の低い所得税の課税ベースである給与所得等との間を移動して、税収は大幅に変化する。この点については、第 2、第 3 節で詳細に扱う。

第 2 に、次年度の当初税収見積りの前提となる次年度経済成長率と当年度税収額の見通しを正確に行うことが困難なことである。図表 2-3(1)に示したように、政府の経済見通しは、実績値と相当乖離している。また、図表 2-2 でみたように、補正後の税収見通しも決算額から相当乖離している。これらは次年度の当初税収見通しを困難にさせていると考えられる。財務省主税局が使用している税収弾性値 1.1 を使用して、税収見積りを経済成長

率の実績値、当年度税込決算値で順次補正してみた結果が、図表 2-3 (2) である⁴。1992 年度のバブル崩壊に伴う税込の大幅な減少等を中心に、GDP 成長率（実績値）で補正した税込が税込実績を十分に説明できているわけではないが、成長率、当年度税込見積りを順次正確なものに変更していくと、ある程度税込見積りは実績に近づく（すなわち、乖離はゼロに近づく）。税込の決算額から税込見積り額の乖離の絶対値の平均でみると、当初の見積り誤りは 1976 年から 2005 年で平均 2.86 兆円であったが、経済成長率、当初が正確に見通せていた場合、1.52 兆円程度の乖離となり、45%程度乖離幅は縮小した。税込見通しの決算値との乖離は、それぞれ 2 割程度、経済見通し、発射台となる前年度税込見通しが困難なことに依存しているとみられる。

第 3 に、税制改正やその他の制度改正が税込に与える効果を丹念に分析した研究が存在しないことである。毎年税制改正に伴う増減額は、毎年 12 月に発表される税制改正の大綱の中で、初年度、平年度の形で示されるが、①12 月の経済見通しを前提に計算されており、現実の経済成長率で修正されていないこと、②税込実績等に関する事後データを使用して、税制改正額に関して検証する作業が行われていないこと、③租税特別措置に基づき期間が限定された税制改正の場合、当年度・平年度の数字のみが記載された税制改正大綱の資料では税制改正の影響額が時系列的に把握できないこと、④税制改正の影響額が次年度以降の経済成長率との関係でどの程度変動するかが把握困難であること、⑤課税ベースに影響を与える社会保険料引上げ等の影響額や一時的な納付・還付等の特殊要因は税制改正の大綱の中には示されていないこと、等があり、制度改正が税込に与えた効果は限定的にしか確認することができない。これらの結果、過去の制度改正の影響は正確に把握できず、税込動向の分析を困難にしている要因の一つと考えられる⁵。今後、税制改正の税込への影響額を分析する試みはより丁寧に進められることが期待される。

第 4 に、税込弾性値は、フロー・ベースの付加価値以外の要因に大きな影響を受けることである。その代表例は資産価格の変動であるが、殊に、1990 年代以降は、資産価格が大

⁴ 計算の方法としては、①まず、毎年 12 月に示される次年度税込見通し、当年度税込見通し（補正後）、次年度経済成長率見通しと税込弾性値 1.1 を用いて、次年度税制改正額を計算する。②次に、当年度税込見通し（補正後）を次年度経済成長率（実績）と税込弾性値 1.1 で延伸し、これに次年度経済成長率（実績）で修正した次年度税制改正額を加えて、税込見積り（成長率修正後）を得る。③税込見積り（成長率修正後、前年度決算修正後）は、②の作業を、当年度税込見通し（補正後）の代わりに、当年度税込・決算額を用いて計算した。

⁵ 過去の税制改正等の影響が正確に把握できないことは、中期的な税込の水準や税込弾性値を分析する上でも、大きな障害となる。

大きく変動し、これが特別損失、繰越欠損金の形で課税ベースである企業所得を侵食し、税収を大幅に低下させていた可能性が考えられる。こうした名目 GDP 又は 1 年間の経済活動に伴う付加価値とは連動しないフロー以外の要因が税収を変動させる問題は、税収弾性値とは区分して理解する必要がある。この点についても、第 2 節、第 3 節で取り扱う。

3. 税収弾性値の分析

本節では、まず、フローのマクロ経済変数と税収弾性値の関係について、長期の税収弾性値と年度内税収弾性値という概念を提案し、長期の税収弾性値を GDP ギャップの状態や分配面を考慮しながら検討する。

(1) 税収弾性値の考え方に関する再考

税収弾性値の推計の本来の目的は、循環的財政収支と構造的財政収支を分析すること、税制のビルト・イン・スタビライザーの強さ（景気と逆循環となる税収変動が景気の安定化に資する度合い）を分析することであり、概念的には、GDP ギャップの変動と税収の関係を分析するものである。

しかしながら、現実の税収の動きをみていると、景気の上昇局面では、税収は強く伸び、税収弾性値は高く、景気の低下局面では、税収は緩やかにしか伸びず、税収弾性値は低いという関係がみられ、短期の税収弾性値は一定ではない⁶。これは、現実の税収の動きが、同じ経済成長率であっても、GDP ギャップの増減に伴う税収の変動と潜在成長率による税収の変動で異なることにある。

潜在成長率のパスに従って経済が成長する場合、税収は、平均税率に従って緩やかに増加する。税収弾性値は、式 3.1 のように、税収の課税ベース弾性値と課税ベース弾性値の名目 GDP 弾性値に区分して分析されるが、多くの税収の課税ベースは付加価値であり、分配構造が安定的な長期的状況では、課税ベースの GDP 弾性値は 1 と考えられる。また、税収の課税ベース弾性値は、税率の累進構造に依存するが、所得税を除くと多くの税は単一税率であり、所得税のウェイトも大きくないことから、長期的に税収の課税ベース弾性値は 1 を若干上回る程度と考えられる。従って、長期の税収弾性値も 1 を若干上回る程度で、

⁶ 景気の低下局面でマイナス成長の場合は、税収はより大きなマイナスとなり、税収弾性値は数値的に景気の低下局面でも大きくなることもある。特に、90 年代はマイナス成長が散見され、この時に大きく税収が落ち込んだことから、税収弾性値は景気低下局面でも大きいとの印象を与えたように考えられる。

税収は長期的に概ね GDP の一定割合になると考えられる。本稿では、このような潜在成長経路上における税収の GDP 弾性値を長期の税収弾性値と呼ぶ。

$$\frac{\Delta T_i / T_i}{\Delta \text{GDP} / \text{GDP}} = \frac{\Delta T_i / T_i}{\Delta W_i / W_i} \times \frac{\Delta W_i / W_i}{\Delta \text{GDP} / \text{GDP}} \quad (\text{式 3.1})$$

(T：税収、W：課税ベース、i：個々の税収を示す添え字)

一方で、GDP ギャップの増減は税収を大きく増減させるが、筆者らは、労働分配率が景気循環と逆相関することが主因であると考えている（労働分配率と GDP ギャップの逆相関については図表 3-1(1)参照）⁷。具体的には、賃金は景気循環の中で上方にも下方にも硬直的であることから、課税ベースが所得税（平均税率 10%程度）から法人税（平均税率 35%）に移行することで、税収が大きく増減していると考えられる。例えば、潜在成長率がゼロで、経済成長が全て GDP ギャップを埋める形で生じた場合、経済全体の課税ベースが増加するだけでなく、所得が賃金から法人企業所得に移動して、税収は飛躍的に伸びる。現実には潜在成長率はゼロでないことから、このような想定は、言わば同一年度内において経済がより好景気（又は不景気）であった場合を想定しているものであり、本稿では、GDP ギャップの変動に伴う税収の増減から得られる税収弾性値を年度内税収弾性値と呼ぶ。

現実の税収弾性値（短期の税収弾性値）は、潜在成長率のパスに従って変動する部分と GDP ギャップを埋める形で生じる部分の合成であり、年度内税収弾性値と長期の税収弾性値の中間の値をとるものと考えられるが、潜在成長率と GDP ギャップの合成割合は、時期により異なり、また、後でみるように GDP の動き以外の要因も影響するため、現実の短期の税収弾性値は極めて不安定なものとなる。

このような考え方の下に、本稿のアプローチは、まず、GDP ギャップがゼロ、すなわち需給が均衡している 1987 年度から 2005 年度までを推計期間として採用し⁸、かつ分配構造がある程度安定的であることを前提に、長期の税収弾性値を推計し、その上での景気変動が

⁷ 景気循環に伴い、税収を増減させる他の重要な要因としては、資産価格の変動がある。この点については後述する。

⁸ 図表 3-1(2)(3)にみられるように、残念ながら、1987 年度と 2005 年度の GDP ギャップはゼロに近いが、労働分配率は使用する指数により必ずしも 1987 年度、2005 年度が均衡水準とは言えない。ただし、近年では、この 2 つの年がもっとも需給が均衡し、分配面の適正化が進んだ時期と考えられることから、この時期を使用することとした。

分配面に与える影響を加味したシミュレーション分析から短期の税収弾性値を推計するアプローチを採用することとした。

税収の弾性値を分析する先行研究の代表例として、最近の研究である OECD (1984, 1995, 2000)、経済企画庁 (1998)、西崎・中川 (2000)、経済財政白書 (2006) 等があげられるが、これらの分析では、上記のような、分配の変動を通じた GDP ギャップと潜在成長率の税収への影響の相違、長期と年度内の税収弾性値の区分を必ずしも明確にしておらず、税収弾性値の分析に当たり、税収と GDP 成長率のデータの関係をダイレクトに分析し、推計を行っているものが多い⁹。そうした中で、OECD (2000) は、所得税と法人税の税収弾性値を計算するに当たり、所得税と法人税の課税ベースの和は GDP になるとの前提、具体的には、所得税の課税ベースの GDP 弾性値と法人税の課税ベースの GDP 弾性値は、労働分配率と資本分配率で加重平均すると 1 になるとの前提で、それぞれの税収弾性値を計算している¹⁰。また、経済企画庁 (1998) は、長期の税収弾性値 (フィスカルドラッグ) を 1 程度としているが、実際の推計に当たっては、潜在 GDP 成長率の影響と GDP ギャップの変動の影響を区別せずに、分配構造の整合性に配慮せずに推計を行っている。西崎・中川 (2000) では、分配面の構造には特に配慮が払われず、所得税・法人税の課税ベースの GDP 弾性値はとも 1 を超えており、全体として税収の弾性値を過大推計している可能性が示唆される。

また、マクロ経済モデルを用いて税収を分析する研究事例として、内閣府計量分析室 (2006)、吉田他 (2000)、本間他 (1987)、油井 (1983) 等では、マクロ経済モデルの中で賃金と法人企業所得の分配を明示的に取り入れることで、分配面の整合性は確保されているが、税収弾性値の個々の推計に当たっては、必ずしも分配面の影響は配慮されていないようである。

本稿では、先述のように、長期的な分配面の関係を考慮し、需給が概ね均衡していた時期を推計期間の両端に置き、分配構造にも配慮しながら長期の税収弾性値を作成し、その後で、シミュレーションにより年度内税収動向を分析するというアプローチを採用する。具体的には、GDP ギャップがゼロで需給が概ね一致している 1987 年度から 2005 年度を推計

⁹ 税収と GDP の動きを直接的に推計することは、後で指摘するフロー以外の要因を無視しており、ストック価格の増減が景気循環とともに発生している場合、過大推計になりかねないという問題もある。

¹⁰ 従って、OECD (2000) の分析では、所得税の弾性値が高く (低く) なれば、法人税の弾性値は低く (高く) なるという関係となり、分配関係と税収の弾性値の関係は整合性が確保されている。ただし、長期・短期の税収弾性値を分けて考えてはならず、適当な推計期間をとって、まず所得税の弾性値を計算し、その推計結果を法人税に援用している。

期間として、所得税と法人税の課税ベースの GDP 弾性値がともに 1 に近い状態を前提にして分析・推計を進める。

ただし、現実問題として、1987 年度を 100 として 2005 年度までの名目 GDP と所得税（利子以外）と法人税の課税ベース（雇用者報酬・家計の混合所得、民間法人企業所得）の推移を比較すると、2005 年度の時点で名目 GDP がそれぞれを 10% 程度上回り、所得税と法人税の課税ベースの名目 GDP 弾性値は 0.85 程度に止まる（図表 3-1 参照）。これは、名目 GDP の分配上の構成要素の中で、減価償却、持ち家の営業余剰等の伸び率が高かったことによる。また、利子所得税の課税ベースである家計の財産所得は、預金金利の低下等の影響により、推計期間を通じて低下している。従って、課税ベースの GDP 弾性値を 1 で推計した長期の税収の GDP 弾性値は、過大評価となるため、特に、所得税については、若干の修正を認めつつ、長期の税収弾性値を作成する。

(2) 長期の税収弾性値の分析

税収弾性値の分析手法としては、既に述べたように、式 3.1 の形で、税収の課税ベースに対する弾性値と課税ベースの GDP 弾性値に分けて推計が行われる¹¹。全体の税収弾性値は、個々の税収の弾性値を加重平均して求められる。

先行研究では、OECD (2000)、経済企画庁 (1998)、西崎・中川 (2000)、経済財政白書 (2006) による分析は、SNA ベースの個人所得税、法人所得税、間接税について税収弾性値を推計している¹²。内閣府計量分析室 (2006) は、マクロ経済モデルを用いて、課税ベースの変動を勘案して税収の動向を分析している。また、国・地方の歳入毎に税目を詳細に分けて分析している。

以下では、これらの先行研究の分析手法を参考にして、国税について個別の税収毎の長期の弾性値を検討する。なお、本稿は、基本的に国税に関して分析を行っているが、先行研究の多くは、SNA ベースで分析を行っており、国・地方をあわせた税収の分析となっており、単純に比較することは困難であることを予め断っておく。

(3) 所得税

所得税については、経済企画庁 (1998)、西崎・中川 (2000)、経済財政白書 (2006) は、

¹¹ ただし、式 3.2 に示すように、所得税はさらに細かく区分して推計される。

¹² IMF (1993) については詳細は不明。

所得税を給与所得税と利子所得税に分けて、分析をおこなっている。まず、給与所得税は、式 3.2 の方法により、一人当たり税収の一人当たり賃金に対する弾性値、一人当たり実質賃金の実質 GDP 弾性値、就業者数の実質 GDP 弾性値に分けて推計を行っている。OECD (2000) は数式の展開は若干異なるが、概ね同じ方法で推計を行っている。

$$\begin{aligned} \frac{\Delta T / T}{\Delta \text{GDP} / \text{GDP}} &= \frac{\Delta t / t}{\Delta \text{GDP} / \text{GDP}} + \frac{\Delta l / l}{\Delta \text{GDP} / \text{GDP}} \\ &= \frac{\Delta t / t}{\Delta w / w} * \frac{\Delta w / w}{\Delta \text{GDP} / \text{GDP}} + \frac{\Delta l / l}{\Delta \text{GDP} / \text{GDP}} \end{aligned} \quad (\text{式 3.2})^{13}$$

(T : 所得税 (利子以外)、t : 就業者一人当たり税収、l : 就業者数、
w : 一人当たり実質賃金、GDP : 実質 GDP)

本稿での推計も、先行研究の推計方法と同じアプローチを採用した。まず、給与所得税の弾性値の推計をみる。一人当たり税収の一人当たり賃金弾性値は、「民間給与実態統計調査 2002 年版」の給与分布 (5 万円刻み) と税収分布のデータを前提に、各所得階層の賃金が若干 (5 万円) 上昇した時に、それぞれの税収がどの程度増加するかを計算して、各層の一人当たり税収の一人当たり賃金弾性値を求めて、これを加重平均して全体の一人当たり税収の賃金弾性値を得ている (詳細は、図表 3-3(1)参照)。制度については特別減税を廃止するとともに、所得税の地方への税源移譲を考慮して推計した。

実質賃金の実質 GDP 弾性値、就業者数の実質 GDP 弾性値の推計では、長期的な税収弾性値を推計するとの観点から、推計期間 (実質賃金の実質 GDP 弾性値、就業者数の実質 GDP 弾性値の推計期間) に関して、GDP ギャップが概ね均衡化していた 1987 年から 2005 年までを推計期間として採用した。なお、賃金のデータとしては、SNA の個人所得税の課税ベースとなる雇用者報酬と家計の混合所得の合計を用いている。

次に、利子所得税については検討する。先行研究では利子所得税の弾性値はゼロとされているが、この理由は、短期的に税収弾性値を考えた場合、短期的には実物資産が変動しないこと、長期的にも 1990 年代以降、預金金利が低下を続け、家計の利子収入が減少し続

¹³ 方程式の展開において、物価の実質 GDP 弾力性はゼロと仮定した。

けており、利子所得の弾性値は定かでないこと¹⁴が考えられる。一方で、実物資産が経済成長率と同程度に増加し、かつ利子率が安定している中長期的な状況では、家計の財産所得の受取は経済成長率と同率で伸び、その結果利子所得税の弾性値は 1 になるとも考えられる。本稿では、利子所得税の弾性値はゼロと 1 の両方のケースを想定して、長期の所得税全体の税収弾性値を計算した。

推計結果は、図表 3-3(2)(3)(4)に示した。給与所得の税収弾性値は 1.57 となり、所得税全体の税収弾性値は、利子所得税の弾性値を 0 とした場合、1.26、1 とした場合、1.46 となった。また、課税ベースである雇用者報酬・混合所得の GDP 弾性値（実質賃金の実質 GDP 弾性値 0.61、就業者数の実質 GDP 弾性値 0.34 の和）は 0.95 となり、1 を若干下回るが、GDP との関係で概ね分配構造は安定的とみることができる。本稿の推計結果は国税で実施しており、単純な比較は困難であるが、所得税の税収弾性値は、経済企画庁（1998）と西崎・中川（2000）の中間となった。ただし、個々の係数の推計結果は、大きく異なり、不安定である¹⁵。この原因として、①一人当たり税収の一人当たり賃金に対する弾性値は、税率のフラット化や特別減税・税源移譲等の近年の制度改正により、どの時期の制度を採用するかで影響を受けること、②実質賃金の実質 GDP 弾性値、就業者数の実質 GDP 弾性値が不安定であること、特に、労働分配率が上昇していた 90 年代を推計期間に採用すると、これらの数値が高めに推計される可能性があること（課税ベースの GDP 弾性値である就業者数の実質 GDP 弾性値と実質賃金の実質 GDP 弾性値の和は、西崎・中川（2000）で 1.02 と本稿より若干高い）、③推計に就業者と労働者、雇用者報酬と雇用者報酬+混合所得のどちらを用いるかで、結果が大きく変わりうること（給与所得だけでなく、個人企業の所得である混合所得も累進課税の対象になることから、本稿では、混合所得の分布も給与所得と同じと想定して、就業者数と、雇用者報酬と混合所得の和を推計に採用した）、④利子所得税のウェイトは、利子率の低下により低下しており、足元のウェイトを重視すると、累進度の高い給与所得等の割合が高まり、弾性値は大きくなること、等の影響があるものと考えられる。

¹⁴ なお、金利の正常化（上昇）の影響は、限界税率の高い法人企業所得から限界税率の低い利子所得税に課税ベースを移行させるため、民間部門では税収は低下する一方、1990年代の公的債務の累増は生産活動外の所得を民間部門に発生させることになり、この部分の利払の増加は税収増の要因となり、全体としての税収への影響は必ずしも明確ではない。

¹⁵ OECD による諸外国の所得税の税収弾性値の推計結果を示した図表 3-3 をみても、この推計方法が不安定なことがみてとれる。

所得税については、日本の税率の累進具合は高いものの、実際には低い税率が適用されている者の多い日本の所得の分布構造では、GDP が増えても高い限界税率が適用される者の割合が少なく、全体の税収弾性値は、OECD の研究に示される諸外国の弾性値と比較しても、極端に高い水準とは言えないと考えられる（図表 3-4 参照）。

この所得税の推計方法はいくつかの問題が残る。第 1 に、就業者数の GDP 弾性値（オークン係数の逆数）は短期的な性格のものであり、係数の安定性に長期的な安定性に疑問がある。第 2 に、一人当たり賃金の GDP 弾性値は、長期的な視点からみた場合、今後は労働供給が制約され、就業者数の GDP 弾性値は低下する一方、一人当たり賃金の上昇率は、労働供給の減少から成長率に比べて高まる可能性が高い。この結果、経済成長率自体は低下するものの、所得税の GDP 弾性値は上昇する可能性がある。第 3 に、現在継続している格差の拡大、フリーター・ニートの増大は、所得税の課税対象を侵食し、所得税の持つ累進性を弱め、所得税の税収弾性値を低下させている可能性がある。

内閣府計量分析室（2006）の推計は、累積減税額を考慮した式 3.3 により推計され、税収及び累積減税額の GDP 弾性値（ β ）は 1.0596 となっている。このように低い弾性値が得られた理由としては、利子率が低下し、利子所得税収が低下した期間を推計期間にしていることが影響しているものと考えられる。第 2 節で指摘したように、過去の累積減税額の分析やその延伸方法に課題もあり、この結果も相当程度幅を持ってみる必要があると考えられる。

$$\log(\text{税収} + \text{累積減税額}) = \beta * \log(\text{課税ベース}) \quad (\text{式 3.3})$$

本稿の検討結果をまとめると、所得税の弾性値の推計には問題がみられるが、長期的に、1.26 から 1.46 の間との結果が得られた。

(4) 法人税

法人税については、式 3.1 に従い、税収の課税ベースに対する弾性値と課税ベースの GDP 弾性値で推計が行われる。法人税率は、基本税率が 35%、軽減税率が 28%（資本金 1 億円以下の企業の 300 万円以下の所得に適用）となっているが、これによる税率の累進構造は、林（1996）の分析では大きくないとされている。OECD（2000）、経済企画庁（1998）、西崎・中川（2000）等の分析でも、税収の課税ベースに対する弾性値を 1 と仮定しており、本推計でも 1 とした。

問題は、課税ベースの GDP 弾性値である。OECD (2000) は、分配構造に配慮し、所得税の課税ベースの GDP 弾性値と法人税の課税ベースの GDP 弾性値は、労働分配率と資本分配率で加重平均すると 1 になる前提で、所得税の課税ベースの GDP 弾性値から逆算して得ている。この結果、日本については、個人所得税の弾性値が 0.4 と小さく推計されている一方で、法人所得税の弾性値は、2.1 と大きく推計されている。OECD の推計結果は、所得税・法人税ともにやや極端な時期の推計結果を示していると思われる。

本稿の回帰分析による推計結果 (図表 3-5 参照) では、法人税の課税ベースの名目 GDP 弾性値は 0.17 程度で、かつ有意ではなかった。これは、推計期間を通じて、バブル崩壊に伴う法人企業所得の相対的低下の影響が強く出ており、足元の法人企業所得の回復が十分名目 GDP と関連しなかったために生じていると考えられる。図表 3-2 でみたように、所得税と法人税の課税ベースの和の GDP 弾性値は 0.85 程度であり、分配の整合性を考えると、法人税の課税ベースの GDP 弾性値はせいぜい 1 とするのが適当と考えられる。他の推計結果は、図表 3-6 にみられるように、比較的高い法人企業所得の GDP 弾性値を得ているが、これはオイルショック後やバブル期の法人企業所得の回復の強い期間を推計期間に含んでいること、1990 年代のマイナス成長と法人企業所得の大幅な減少がマイナスの符号で強い相関を示した可能性があること等によると考えられる。

内閣府計量分析室 (2006) は、分配関係を詳細に追いつつ、最終的に国税庁ベースの法人企業所得を計算して、これに法人税率を乗じる形を採用しており、直接的に税収の GDP 弾性値は推計していないが、国税庁ベースの課税ベースと税収の関係は 1 とおいている。

回帰分析の推計結果からみると定かなことは不明であるが、本稿では、長期的な労働分配率の安定性を考慮して、法人税の長期的弾性値を 1 とした。

(5) 間接税

間接税については、多くの分析で、課税ベースが名目 GDP に連動し、また税率が一定であることを考慮して、1 と設定している。西崎・中川 (2000) の推計では、間接税の名目税収弾性値を回帰分析して、1.15 との推計結果を得ているが、消費税の引上げの際の法人税・所得税の減税、間接税全体の増税等の制度改正の影響を無視しており、これが弾性値を高くしている原因と考えられる。内閣府計量分析室 (2006) の推計では、①消費税は、需要項目別課税ベースの和 (Σ 需要項目 \times 課税割合) に税率を乗じて計算、②酒税、タバコ税は、課税ベースが減少傾向にあることから、民間消費支出 (弾性値 0.9 弱) とタイムトレ

ンド（毎年マイナス3%の寄与）で推計、③その他は、概ね名目 GDP 弾性値を1近くに設定又は推計している。本推計では、多くの先行研究と同様に先験的に1と仮定した。

(6) 中期の税収全体の弾性値の水準

全体の推計結果を示したのが、図表 3-6 である。税目のウェイト付けが異なると、全体の税収が異なるため、本表では、直近の税収に従いウェイト付けを行って他の先行研究の全体の税収弾性値を再計算した。

他の分析は短期的な税収弾性値を想定して計算がなされており、単純に比較できないが、本稿では、長期的な税収全体の弾性値は、国税のみで 1.1 前後（利子所得税の弾性値をゼロとした場合 1.07、利子所得税の弾性値を1とした場合 1.13）となった。

(7) 所得税、法人税の中長期的水準の評価

次に、GDP ギャップが均衡し、概ね労働分配率も中期的に安定していた 1987 年度において（図表 3-1(1)参照）、所得税、法人税の水準は概ね適正な水準にあったものとして、1987 年度の水準を 100 として、その後の GDP、所得税、法人税の水準をプロットしたものが図表 3-7 (1) である。同時に、名目 GDP の伸び率に 1.26 を乗じて作成した指数（1987 年度=100）もプロットした。仮に、1987 年度以降の法人税収、所得税収が GDP 弾性値 1、1.26 で伸びていけば、法人税は GDP と、所得税は所得税指数と同水準となっているはずであるが、所得税収、法人税収の水準は相当程度潜在的な水準より低く評価されている。これは一つに消費税導入時の所得税、法人税の減税や 1990 年代の累次の減税の影響があると考えられる。

第 1 節でも触れたように、正確な税制改正額は把握できないため、大きな税制改正¹⁶のみを用いて、修正したのが図表 3-7 (2)、(3) である。税制改正の影響を考慮したが、依然として 1987 年度の水準を均衡税制水準とした水準より、2005 年度の法人税収、所得税収は 3～4 兆円程度少ない水準となっている。そもそも 1987 年度の税収が望ましい水準であるか否かという問題、社会保険料の引上げに伴う所得税収の課税ベースの減少を含め多くの税制改正要因を無視していること、税収弾性値自体に相当幅を持つてみる必要があること等の問題が多いが、①2006 年度の補正予算で税収見積りが 4 兆 6 千億円増加していること、

¹⁶ 考慮した税制改正の増減収額は、法人税（1988 年度▲1.12 兆円、1999 年度▲2.3 兆円、2003 年度▲1.4 兆円）、所得税（1988 年度▲1.83 兆円、1994 年度▲3.84 兆円、1997 年度+1.4 兆円、1998 年度▲1.4 兆円、1999 年度▲3 兆円、2000 年度+1.8 兆円、2001 年度▲0.94 兆円、2003 年度+0.48 兆円、2005 年度+0.42 兆円）である。

②後述するように、繰越欠損金による法人税の減収額が 1987 年度の水準より 3 兆円程度押し下げられていることを考慮すると、2006 年度の税収の水準は 1987 年度の税収水準に相当程度戻ってきている可能性が示唆される。所得税、法人税の水準については、第 3 節の税収モデルによるシミュレーションで改めて検討する。

(8) フロー以外の要因

これまでは、フローの付加価値との関係に焦点を当てて、税収弾性値を分析した。その結果、図表 3-7 にみられるように、長期的な税収トレンドはともかくとして、少なくとも税収の変動は十分には説明できていない。次節では、GDP ギャップの増減に伴うフローの分配が与える影響について分析を進めるが、ここでは、フロー以外の税収の動向に影響を与える他の要因について若干検討する。

既にみてきたように、OECD (2000) を始めとする税収弾性値の研究やマクロ経済モデルにおける税収の分析は、主に SNA の付加価値、フローの変数との関係の下で考察されてきた。この理由としては、税収弾性値の推計が主に財政収支を構造的財政収支と循環的財政収支に分けることに目的があり、GDP ギャップの動きと税収の関係に着目してきたこと、マクロ経済分析は主にフローの GDP の動きを分析の対象としてきたこと等によると考えられる。

一方で、フローの付加価値以外で税収に大きな影響を与える要因として、株価や地価等の資産価格の増減に伴うキャピタルゲインが家計の雑所得や企業所得を増減させ、税収を増減させる影響が考えられる。ただし、割引率が安定的な長期におけるストックの変動は、理論的に、実質的にも価格面でもフローに連動するため、景気循環でキャピタル・ゲイン税収等を通じてストック価格等の動きが税収を増幅させることはあっても、税収の絶対的な水準やトレンドを変化させる要因ではないと考えられる。従って、景気循環に伴う税収の増減はあっても、図表 3-8 (1) のように、フローの税収の増減を若干強める程度とも理解できる。

しかしながら、バブル崩壊後の日本における地価・株価の大規模かつ継続的な下落は、①当該年度フローの法人企業所得の黒字を減少させ、法人税を減少させるだけでなく、②繰越欠損金の控除制度を通じて、次年度以降のフローの法人企業所得からも法人税の課税ベースを減少させる効果を持っている。この結果、図表 3-8 (2) にあるように、90 年度の税収は、トレンドからはずれて著しく減少しており、こうした効果は無視できない問題

と言える。①の効果は、地価・株価の下げ止まりに伴い、相当程度緩和してきていると思われるが、②については、次説において明示的に取り扱い、繰越欠損金の積上がりがなければ、法人税収がどの程度増加するかを検証することとしたい。

4. 税収モデルの設定とシミュレーションの実施

本節では、前節で推計した長期の税収弾性値を用いて簡易な税収モデルを設定し、3つのシミュレーション（GDP ギャップの増減が分配を通じて税収に与える影響を考慮した 1987 年度以降の税収動向の分析、繰越欠損金の法人税収への影響の分析、年度内税収弾性値の推計）を行う。

(1) 基本的な考え方

税収モデルの基本的な考え方は図表 4-1 に示した（方程式は図表 4-4 参照）。税収の課税ベースは、所得税は雇用者報酬、混合所得、財産所得の和であり、法人税の課税ベースは申告所得（国税ベース）である。GDP、国民所得、GDP ギャップ等は外生としている。

まず、所得税をみると、国民所得と GDP ギャップから労働分配率の推計を行い、雇用者報酬が得られる。この雇用者報酬に外生的に与えられる混合所得、財産所得を合算して、SNA ベースで所得税の課税ベースが決定され、この課税ベースに連動する形で、1987 年度の税収を発射台として所得税は税収弾性値 1.46 で計算される。

次に、法人税をみると（図表 4-1 参照）、課税ベースは国税ベースの申告所得である。この申告所得を得るために、まず、SNA の国民所得から雇用者報酬とその他項目を差し引いた残余で、民間法人企業の営業余剰が決定され、これに民間法人企業の利払い（外生）を控除して SNA ベースの民間企業・法人企業所得（含む配当）を得る。次に、統計的には断層があるが、論理的には、フロー（SNA）の法人企業所得のうちの黒字法人の所得にフロー以外の所得要因である特別損益等を加えて繰越欠損金控除前所得（国税ベース）が計算される。さらに、これから過去の繰越欠損金の控除額を控除して申告所得が得られる。

法人税の課税ベースの近年の動向を統計的にみたのが、図表 4-2(1)、(2)、(3)である。営業余剰と法人企業所得の関係は図表 4-2(1)にあるように、バブル期には営業余剰が高まったが、借入金の増大により利払が増加し、フロー・ベースの法人企業所得の伸びはバブル期にも緩やかであった。その後、法人企業の利払いは、企業の債務残高の圧縮・預金金利の低下等により低下していき、足元ではネットで受取超過となっている。この結果、法

人企業所得の水準は景気循環で増減を繰り返しつつ、トレンドとしては1992年度以降、増加を続けている。図表4-2(2)で国税ベースの申告所得と繰越欠損金控除前所得の推移をみると、国税ベースの法人企業所得は、バブル期にフロー・ベース以外のキャピタル・ゲインの増収等を背景に大幅に増加したが、その後、景気の悪化に伴う労働分配率の上昇により、国税ベースの法人企業所得も減少した。ただし、繰越欠損金控除前所得は、SNA（フロー）ベースの法人企業所得の増加に伴い、緩やかに増加している一方で、申告所得は、過去の欠損のたまりである繰越欠損金の控除額の増加に伴い（繰越欠損金の動きについては図表4-3参照）、増加幅は緩やかなものに止まっている。SNAの法人企業所得と繰越欠損金控除前所得の関係を図表4-2でみると、バブル期のキャピタル・ゲインの増加に基づく繰越欠損金控除前所得の増加はSNAの法人企業所得ではみられないが、それ以外は概ね連動している。このため、SNAの法人企業所得と国税ベースの繰越欠損金控除前所得の断層は、同じ伸び率で連動するものとして方程式を作成することとした。

税収の課税ベース弾性値は、前節で推計した税収弾性値を用いた。所得税については、利子所得税のGDP弾性値を1として計算される1.46の弾性値を用いることとした。

モデルの方程式は、図表4-4に示した通りである。推計式は、労働分配率の推計で雇用者報酬が決定される。労働分配率の推計式は、内閣府計量分析室（2006）と同じ考え方で、雇用者報酬で図った労働分配率の変化率が被説明変数であり、労働分配率の均衡値からの乖離のエラー・コレクション項とGDPギャップの変化率が説明変数となる。また、GDPギャップも内閣府「今週の資料」のGDPギャップを年度化して使用した。

税制改正影響額は、前節と同じデータを使用した。また、税制改正の影響は、式4の形で税収額に反映させることとした。

$$\text{税収} = \text{前年度の税収} \times (1 + \text{税収弾性値} \times \text{課税ベースの伸び率}) + \text{増減収額} \quad (\text{式4})$$

(2)シミュレーション1(1)：1987年度以降の税収の動き

このモデルを用いて、1987年度を発射台にして、1988年度から2005年度まで動的シミュレーション¹⁷を実施する。ここでは、1988年度以降のGDPギャップにゼロを入れた場合(ケ

¹⁷ 動的シミュレーションは、内生変数のラグ付変数は、モデルで解かれた結果が使用されるため、誤差が累積するシミュレーションである。将来推計を行なうには、動的シミュレーションを取らざるを得ないため、過去の変数について動的シミュレーションであ

ケース 1) と現実値を入れた場合 (ケース 2) の 2 通りのシミュレーションを行なう。まず、ケース 1 は、労働分配率が安定的に推移し、潜在成長率で GDP が成長していた場合の税収の動きを示すことになる。一方、ケース 2 は、1987 年度以降の GDP ギャップの変動が雇用者報酬と営業余剰の間の分配の変動を通じて、どの程度の税収変動をもたらしたかを示す。

まず、所得税の状況を見ると (図表 4-5(1))、1990 年代以降、GDP ギャップは殆どマイナスであったため、雇用者報酬は、均衡のケース 1 をケース 2 が上回る。ただし、現実値は、いずれのケースよりも 2000 年代に入るまで高い水準となっている。このため、分配の変動は労働分配率の推計式で示された結果よりも強かった可能性がある。雇用者報酬以外の所得税の課税ベースである混合所得、財産所得はともに 1990 年代以降減少傾向にある。所得税は、弾性値 1.46 で延伸した結果、ケース 1、ケース 2 ともに現実値よりも 1.5 兆円程度高い水準となっている。この結果は、前節の名目 GDP に対して 1.26 の弾性値で所得税収を延伸した結果よりも小さくなっている。これは本推計では利子所得税の弾性値を 1 とし、全体の弾性値を高くしたが、実際の利子所得税の課税ベースである財産所得は減少しており、課税ベース全体の伸び悩みの効果の方が弾性値の上昇の効果に勝ったものと考えられる。現実には財産所得税の減少を踏まえた本推計に近いものと考えられる。その意味で、所得税の現在の水準は、概ね均衡水準に近づいていると考えられる。

ただし、今後は預金金利等の正常化の中で、財産所得が増加し、経済成長に所得税の弾性値を乗じた伸び率以上に課税ベースが増加するため、所得税全体の伸びは、金利の上昇次第で大幅に増加することが予想される。税収全体としては、限界税率の高い法人税から課税ベースが限界税率の低い所得税に移行するため、民間部門だけを考えると法人税の減少が所得税を上回り、税収全体は減少すると考えられる。その意味で、低金利の結果、現在の法人税の水準は過大に、所得税の水準は過小になっていると言える。さらに、公的債務の影響を考えると、民間部門全体では財産所得は増加するため、税収は全体として伸びる可能性もある¹⁸。

次に、法人税の推移をみる (図表 4-5(2)参照)。営業余剰、法人企業所得は均衡のケース 1 が GDP ギャップの変動を認めるケース 2 よりも上回っており、さらに、雇用者報酬の反対で、2000 年度近くまで両ケースともに現実値を上回っている。また、ケース 2 は水準に相

る程度、現実値を説明できることがモデルの説明力をみる上で重要となる。

¹⁸ 政府部門収支は、利払いの一部が所得税又は法人税として戻ってくるだけであり、いずれにせよ悪化する。

違があるが、景気循環で営業余剰、法人企業所得の増減をある程度説明しているようにみえる。国税ベースの課税ベースの分析結果と法人税収の推移は、バブル期を除いて、両ケースともに現実値により近い水準になっている。これは前節の GDP で弾性値 1 で延伸したものと相当異なる結果となっている。これは、この税収モデルが繰越欠損金の増加を考慮していることによると考えられる。この点は後述する。本シミュレーションの結果でみると、現時点の法人税の水準は、今後金利の影響により減少の可能性もあるが、現在の経済状態を踏まえると、均衡水準に近づいている可能性が示唆される。

(3)シミュレーション 1 (2) : 1992 年度以降の GDP ギャップの増減による税収変動の大きさ

このシミュレーション結果で、GDP ギャップが変動したことで、1992 年度以降の税収がどの程度増減していたかを示したのが、図表 4-6(1)である。

1990 年代は GDP ギャップのマイナスが継続したため、労働分配率が高まり、所得税収は増加し、法人税収は減少し、ネットでは限界税率の高い法人税の減少幅が凌駕して、1992 年度以降、総額で 7 兆 3 千億円に上る税収の減少につながった。

GDP ギャップの推移が見通せていたとの前提で修正した税収見積り額と決算税収額との乖離をみると、景気循環の効果が正確に把握されていれば、10%強、税収見積り額と決算税収額の乖離が低下することの結果が得られた(図表 4-6(2)参照)。これは成長率や前年度決算額の見積り誤りに比べると、効果は小さいものの、ある程度税収の変動に影響があることがみてとれる。

ただし、景気循環の効果を含めて 3 つの効果を併せみても、税収の決算との乖離は依然として 1992 から 2005 年度で 1.89 兆円残っており、当初の税収見積りと決算額の乖離の 5 割はフロー・ベースの要因だけでは説明できないことが分る。特に、法人税でみられたバブル期とバブル直後の税収の落ち込みはフロー分析では十分な説明は困難と考えられる。

(4)シミュレーション 2 : 繰越欠損金の積上がりが法人税収を低下させている程度

次に、繰越欠損金が急激に上昇した結果(図表 4-3 参照)、法人税収がどの程度、長期的な法人税収を押し下げているかを検討する。1988 年度以降、赤字企業の赤字所得が申告所得と同様に国民所得と同率で上昇するとの前提で、繰越欠損金も国民所得と同率で上昇すると仮定して推計を行い(ケース 3)、均衡ケースのケース 1 と比較を行った。なお、繰越欠損金の控除額の繰越欠損金・翌期繰越額に対する比率は 1988 年度から 2005 年度までの

平均値である 0.1305 を用いた（追加した方程式に関しては図表 4-7(1) 参照）。

シミュレーション結果は図表 4-7(2) に示した。ケース 3 では、1988 年度以降、繰越欠損金が黒字法人所得と同様に国民所得と同水準で増加していれば、繰越欠損金の額は 2005 年度で 21 兆円程度に止まり、現在の水準より 50 兆円近く減少していたことになり、現在の繰越欠損金の額を前提とした均衡ケースであるケース 1 に比べて法人税収は 4 兆円弱増加するとの結果となった。この結果は、前節の名目 GDP 弾性値で推計した長期的な法人税収の水準と現在の法人税収の乖離額と概ね一致している。ただし、足元でも引き続き赤字法人の欠損額は高水準であり、繰越欠損金の正常化には時間がかかる可能性が高いと考えられる。

(5) シミュレーション 3：年度内税収弾性値の推計

最後に、GDP ギャップの変化が税収に与える影響、すなわち本稿で年度内税収弾性値と定義する税収弾性値を推計する。ただし、シミュレーションにおいては便宜上、複数年度にまたがる形で GDP ギャップを推移させて税収の動きを分析する。シミュレーションの推計期間は 2007 年度から 2008 年度までの 2 年間とし、毎年、名目 GDP と国民所得は 2% 成長するものとした。このとき、潜在成長率が 2% で、GDP ギャップがゼロで推移する場合をケース 4、潜在成長率がゼロ% で、GDP ギャップが毎年 2% ずつ増加する場合をケース 5 として、2007、2008 年度の税収の増減を比較して、長期の税収弾性値（ケース 4）と年度内税収弾性値（ケース 5）を計算した。

推計結果は、図表 4-8 に示した。GDP ギャップの変化により成長が実現されるケース 5 は、潜在成長を続けるケースに比べて毎年 1 兆円程度増収となり、全ての成長が GDP ギャップの変動に依存する場合の年度内税収弾性値は 2.1 となった。長期の税収弾性値 1.1 に比べて格段に大きいことが確認された。

このような結果が得られた原因は、ケース 5 の GDP ギャップの上昇により、所得税と法人税の間で課税ベースが約 12 兆円程度移動したことである。この結果、ケース 5 では所得税（平均税率が 10% 未満）が 1 兆円程度減少したのに対して、法人税（平均税率は 30% 強）は約 4 兆円増加した。例えば、2005 年度の雇用者報酬は約 260 兆円で所得税収は 15.6 兆円であるのに対して、民間法人企業所得は約 53 兆円、法人税収は 13.3 兆円と、所得税と法人税は限界税率・平均税率が大きく異なることから、小さな労働分配率の変動は税収を大きく変動させることが分る。

5. おわりに

以上の分析において、税収の長期見通しと税収弾性値について分析を行い、以下のよう
な点について結論を得た。

第 1 に、長期の税収弾性値（分配関係が安定的な潜在成長経路上の税収の伸び率と経済
成長率の関係）と年度内税収弾性値（同一年度内における GDP ギャップの増減に伴う税収
の変動）を分けて分析する必要性を指摘し、この考え方にに基づき、国税に関して、長期の
税収弾性値は 1.1、年度内税収弾性値は±2.1 との分析結果を得た。具体的には、GDP ギャ
ップの増減に伴う税収の変動は、分配構造に影響を与えない潜在成長経路における税収の
変動よりも大きくなるが、これは、主に課税ベースが平均税率の低い所得税と平均税率の
高い法人税の間を景気循環に伴い変動することによって生じると整理した。この考え方に
に基づき、まず分配構造が安定的な期間における長期の税収弾性値を推計し、次に、シミュ
レーションにより GDP ギャップの変動から分配構造への影響を伴って生じる税収変動を測
定して、GDP ギャップの変動幅に対する税収弾性値を年度内税収弾性値として推計した。実
際に観察される税収弾性値（短期の税収弾性値）は、現実の経済成長率が潜在成長率と GDP
ギャップの増減の合成であることから、長期の税収弾性値と年度内税収弾性値を加重平均
したものとして得られることになり、極めて不安定なものであることが理解できる。

第 2 に、当初予算における税収見積もりと税収決算額の乖離を分析して、当該乖離は過
去 30 年平均で 3 兆円近い大きなものであるが、その要因としては、経済見通しの誤りや前
年度税収見積もりと決算額の乖離が重要であり、それぞれ全体の乖離の 2 割強を説明する
ことを検証した。また、残余部分を説明するその他の要因として、GDP ギャップに伴う年度
内税収弾性値による税収の増減の効果をシミュレーション分析した結果、全体の乖離の 1
割強を説明するとの結果を得た。ただし、このようなマクロ経済のフロー・ベースの税収
分析だけでは、90 年代以降の日本の税収変動を 5 割程度しか説明できないことも明らかにな
った。

第 3 に、従来のフロー・ベースの税収の分析に加えて、特に法人税に関して、ストック
価格の変動が税収に与える影響を考慮する必要性を指摘した。バランス・シートの悪化の
影響を中心とした 90 年代の赤字法人の欠損の拡大、繰越欠損金・翌期繰越額の積上がりは
法人税の課税ベースを侵食しており、シミュレーション分析の結果、こうした繰越欠損金
の増加は、法人税を 3~4 兆円程度低下させていることを確認した。

第 4 に、税収弾性値を用いて作成した簡易な税収モデルで、需要と供給が均衡していた 1987 年度の税収水準を発射台として長期の税収弾性値を用いて現在の長期的税収水準を計算し、現在の税収水準と比較した結果、現在の税収水準は、長期的水準を若干下回るものの、概ね長期的水準に戻っているとの結果を得た。

以上が本稿の現時点の税収動向に関する分析の結論であるが、今後の税収の推移を考えた場合、さらに検討を深めるべき課題は多い。その点について、今後考慮すべき論点を指摘しておきたい。

第 1 に、税収の適正な水準として、1987 年の水準をベースにしているが、これが正しいか、精査が必要である。

第 2 に、税制改正の影響額とその延伸方法についてより検討を深める必要がある。

第 3 に、長期の税収弾性値の推計が先験的な仮定に基づいている部分が多く、酒・タバコ税のような税収弾性値の低い税目の推計を含めて、より丁寧な分析が求められる。

第 4 に、労働分配率の水準は推計方法により大きく異なるが、さらに、不安定雇用の広がりや配当性向の高まり等、労働市場や資本市場で構造変化が起きているとすると、労働分配率の構造的変化や所得構造の変化を通じて税収の長期的水準に大きな影響を与える可能性があり、更なる検討が必要である。

第 5 に、本文でも触れたが、預金金利を中心に金利の正常化が引き起こす可能性について、グロスの債務残高でより丁寧に分析をする必要があると考えられる。法人企業の借入金の返済が引き続き継続するかも重要な論点と考えられる。

第 6 として、金利の動向と公的債務の関係であり、今後の政府の利払いを増加させ、国債を保有する企業及び家計の所得を増加させる。この効果は、フローの付加価値の動向と独立で発生し、政府の利払いの一部を、利子所得税（15%）、法人税（35%）として政府に還流させることになり、見かけ上、政府の税収を増加させ、基礎的収支を改善させる。ただし、税収増は利払の一部であり、利払いの増加は政府債務残高を増加させることになる。この問題は、真の財政再建である債務残高の GDP 比の引下げを図る上で、基礎的財政収支の黒字化の確保の必要性という観点から重要な問題である。

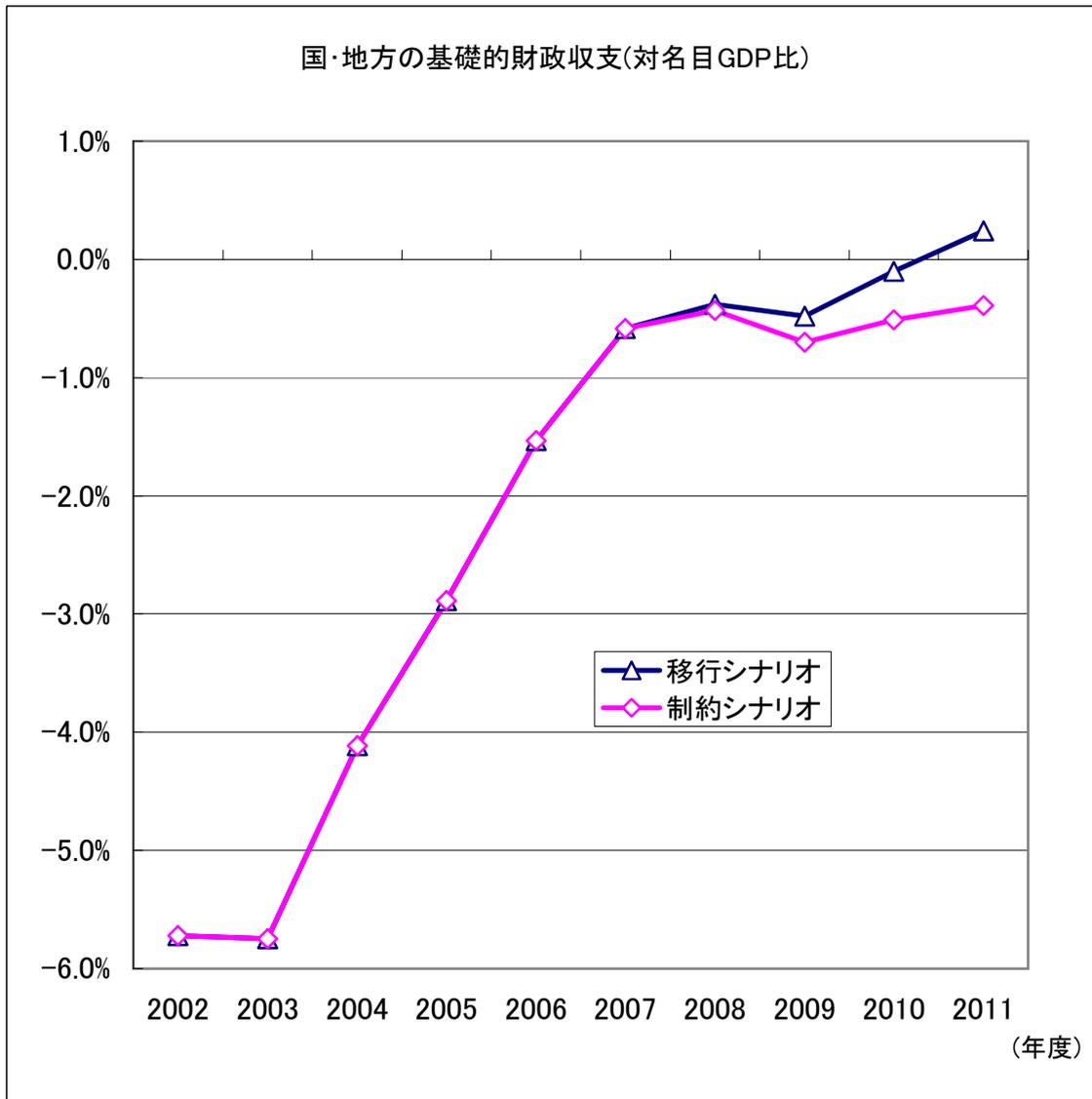
最後に、資産価格、地価・株価の動向をどのように考えるかである。地価・株価は下げ止まりが見込まれるが、地方の地価は引き続き弱い動きを示している。赤字法人企業の欠損がどの程度継続し、繰越欠損金がどのように正常化していくかを見極めることは法人税の見通しを立てる上で重要である。また、景気の裾野が広がれば、繰越欠損金の控除額が

上昇し、法人税の増加は抑制される可能性も考えられる。その意味で、今後の税収の変動に資産価格や繰越欠損金の動向は引き続き大きな影響を与えるため、今後一層丁寧な分析が求められる。

参考文献

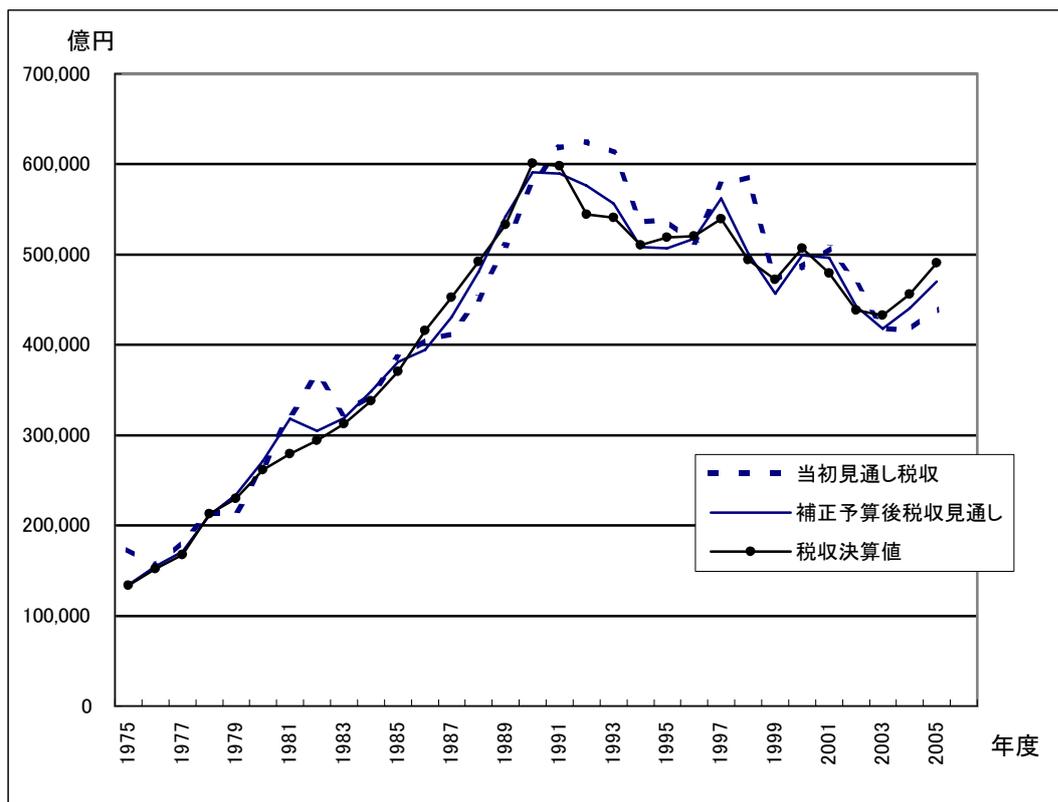
- IMF(1993) Structural Budget Indicators for the Major Industrial Countries, World Economic Outlook 1993.10
- OECD(1984) Structural Budget Indicators and the Interpretation of Fiscal Policy Stance in OECD Economies, OECD Economic Studies 3
- OECD(1995) Potential Output, Output Gaps and Structural Budget Balances, OECD Economic Studies 24
- OECD(2000) The size and role of automatic fiscal stabilizers in the 1990s and beyond, Economics Department Working Papers No. 230
- 石広光(1964) 「租税弾力性の一計測」 『一橋論集 52 巻』、1964 年 11 月
- 経済企画庁(1998) 「財政収支指標の作り方・使い方」 『別冊・エコノミックリサーチ No. 4』 経済企画庁経済研究所、1998 年 11 月
- 内閣府(2006) 「構造改革と経済財政の中期展望—2005 年度改訂」、2006 年 1 月
- 内閣府(2006) 「年次経済財政報告」、2006 年 7 月
- 内閣府(2006) 「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」、2006 年 7 月
- 内閣府(2007) 「日本経済の進路と戦略～新たな「創造と成長」への道筋～」、2007 年 1 月
- 内閣府計量分析室(2006) 「経済財政モデル(第二次版)資料集」、2006 年 3 月
- 西崎健司・中川裕希子(2000) 「わが国における構造的財政収支の推計について」 『日本銀行調査統計局ワーキングペーパーシリーズ 00-16』、2000 年 11 月
- 林宜嗣(1996) 「景気変動と法人税」 『総合税制研究』 No. 4、1996 年 5 月
- 林宜嗣(1997) 「所得税制度と税収弾力性」 『総合税制研究』 No. 5、1997 年 5 月
- 本間正明・黒坂佳央・井堀利宏・中島健雄(1987) 「高雇用余剰と高雇用経常収支の再計測」 『経済分析』 第 108 号 経済企画庁経済研究所、1987 年 3 月
- 油井雄二(1983) 「完全雇用余剰の再検討」 『経済分析』 第 88 号 経済企画庁経済研究所、1983 年 4 月
- 吉田和男・福井唯嗣(2000) 「日本財政における構造赤字の推計 —構造的財政収支を基準とした政策評価—」 『フィナンシャル・レビュー』 第 53 号 大蔵省財政金融研究所、2000 年 4 月

図表2-1 財政再建の動向

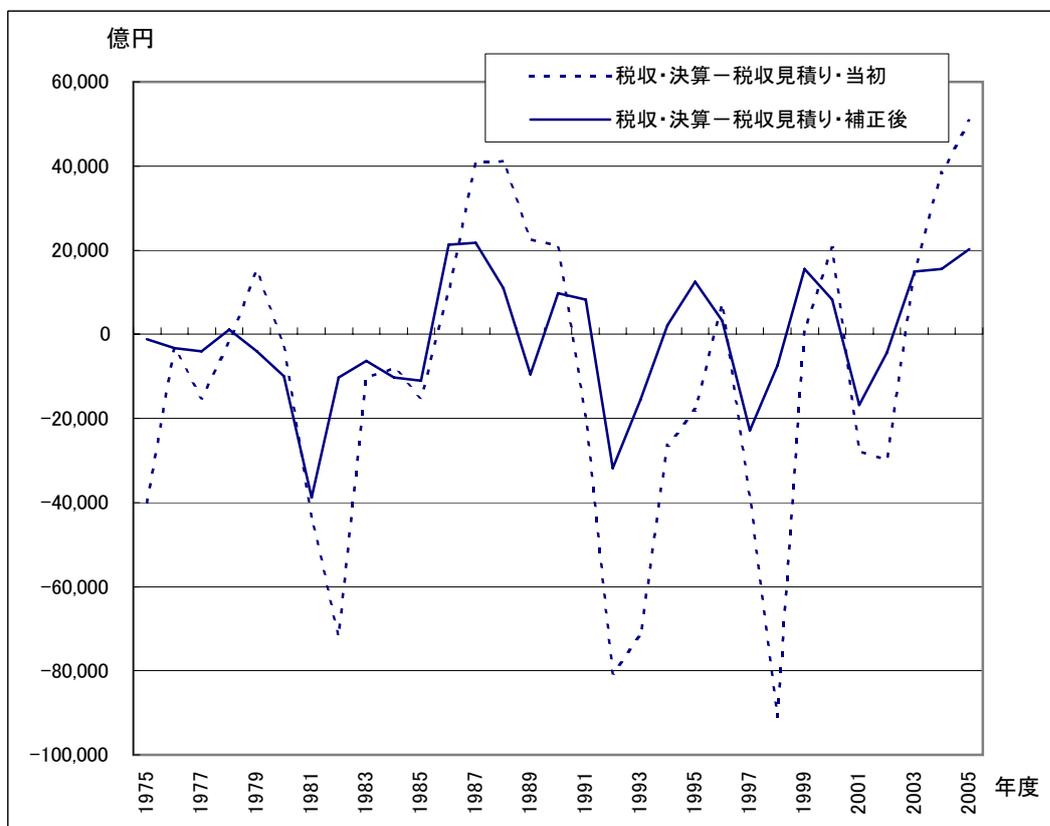


(出所) 進路と戦略2007

図表2-2(1) 国・一般会計の税収見通し(当初、補正後、決算)

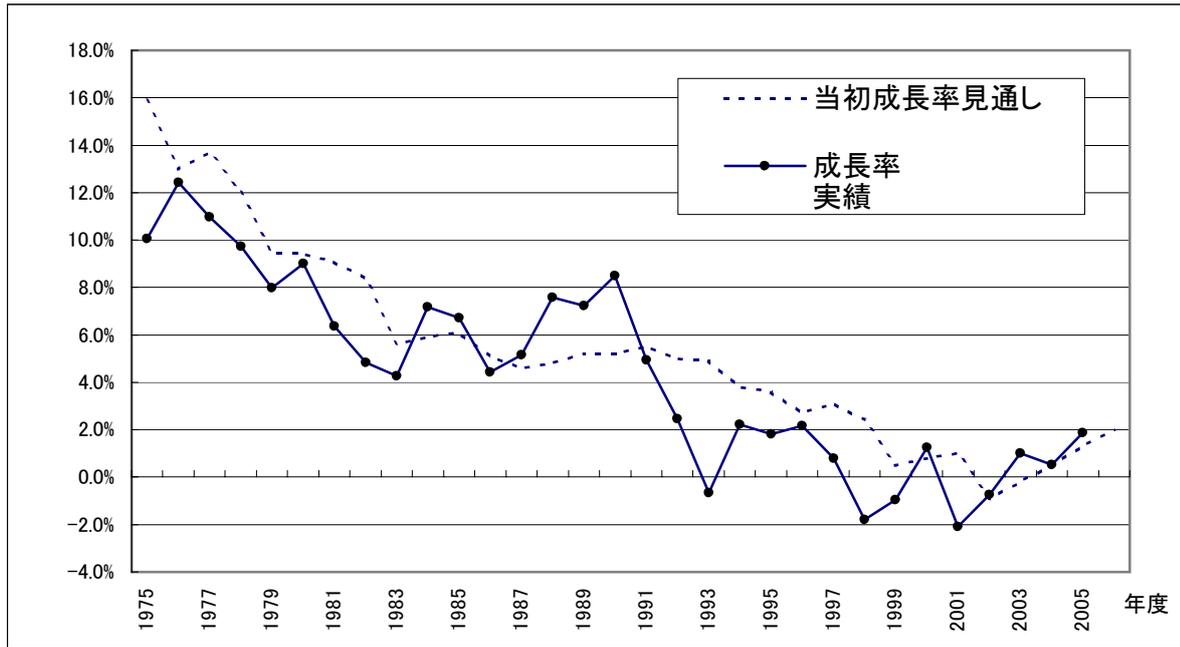


図表2-2(2) 国・一般会計の税収見通し(当初及び補正後)と税収決算額の乖離幅

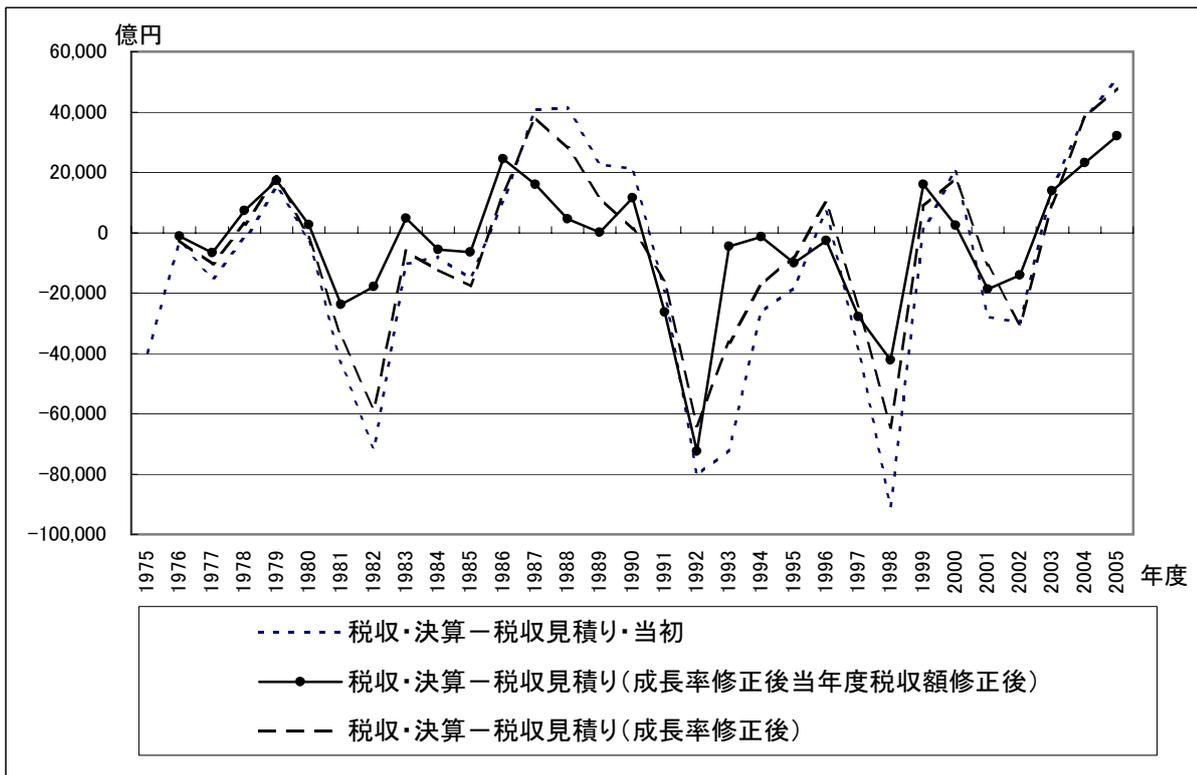


(出所) 財務省HPのデータを基に作成

図表2-3(1) 経済成長率(政府見通しと実績値)



図表2-3(2) 次年度経済成長率・実績値、当年度税収・決算額で次年度税収見通しを修正した場合の税収見積りと税収決算額の乖離幅

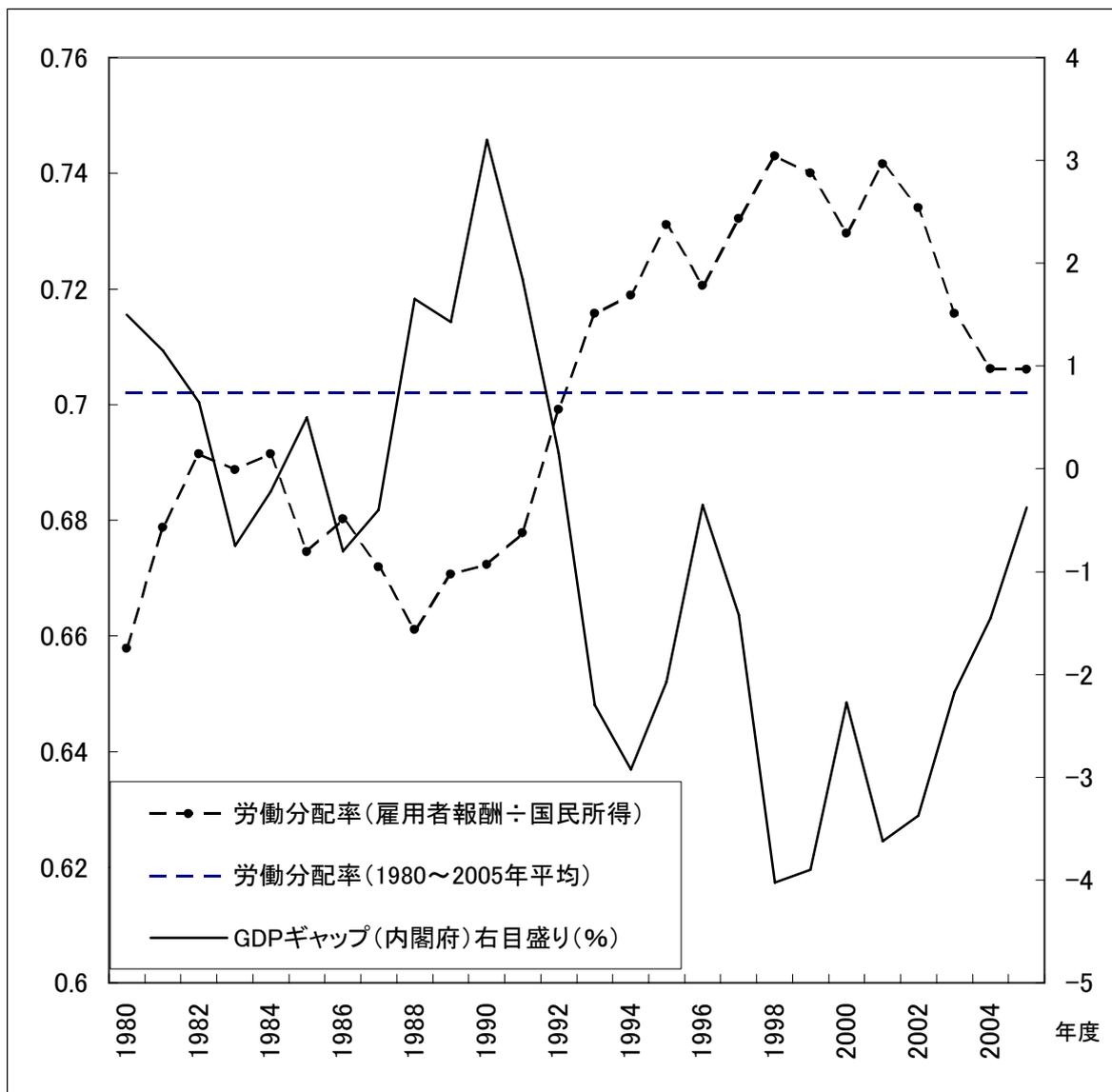


決算額からの乖離の絶対値の平均

	当初	成長率修正	当年度税収額修正後	成長率修正、当年度税収額修正
	(億円)	当初からの割合	当初からの割合	当初からの割合
1976~2005	28,610	22,050 77%	21,427 75%	15,264 53%
1992~2005	36,903	27,752 75%	29,524 80%	20,119 55%

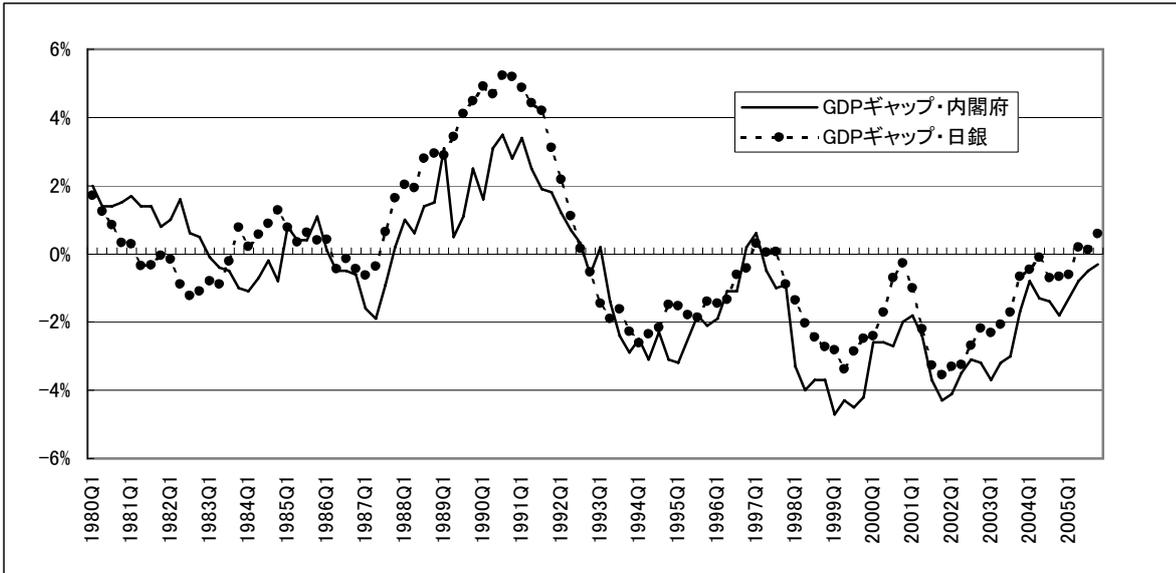
(出所)内閣府、財務省HPのデータを基に作成

図表3-1(1) 労働分配率とGDPギャップの逆相関関係



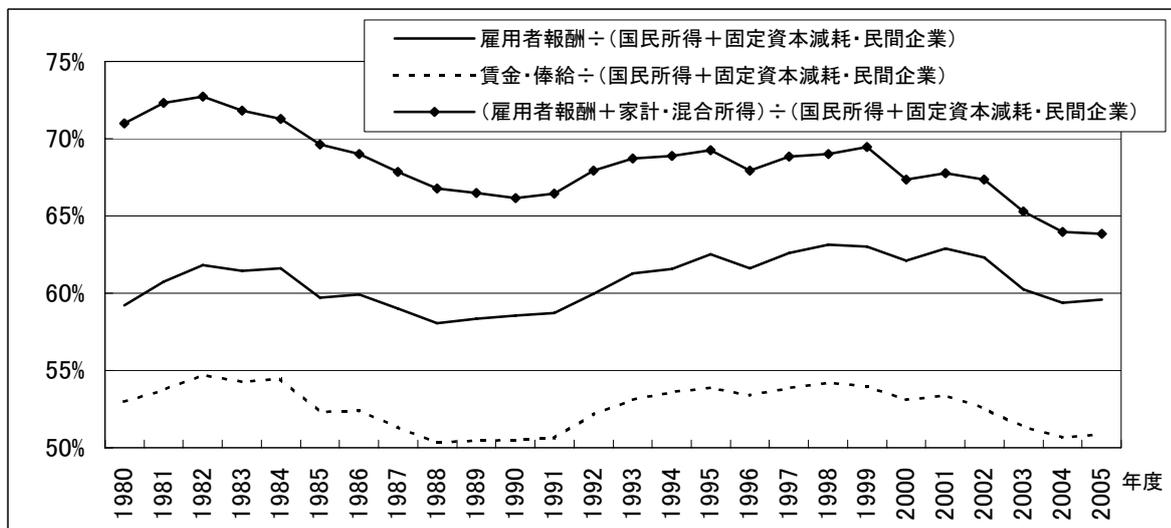
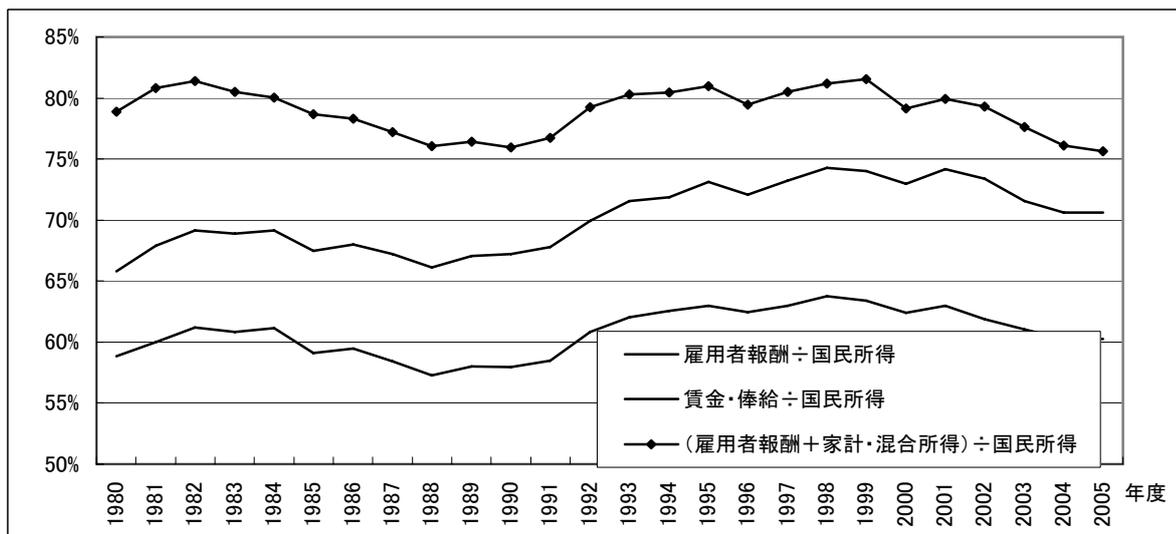
(出所) 図表3-1(2)、(3)参照

図表3-1(2) GDPギャップの推移



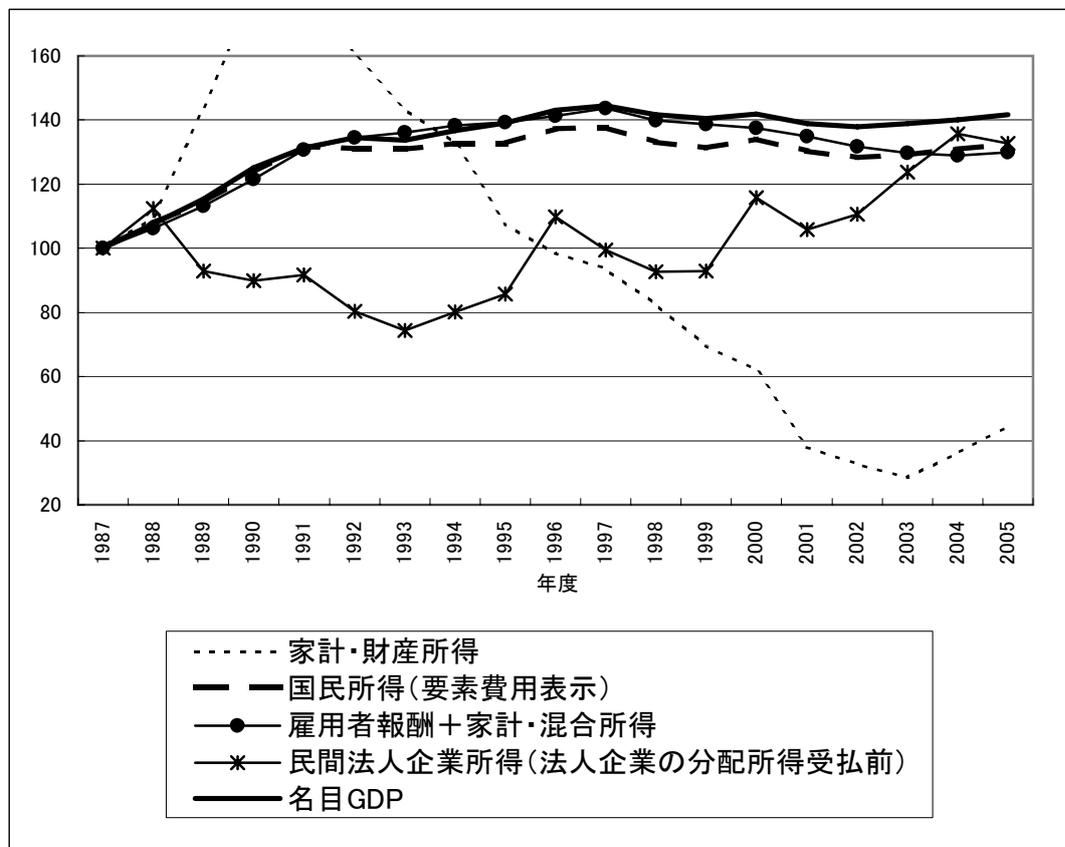
(出所)内閣府「今週の指標」、日本銀行「日銀レビュー」等を基に作成

図表3-1(3) 労働分配率の推移



(出所)国民経済計算年報を基に作成。

図表3-2 1987年度を100とした場合の名目GDP、国民所得、課税ベースの2005年度までの水準の推移



(参考) 所得税・法人税の課税ベースの和の名目GDPに対する弾性値 0.85

DLOG(雇用者報酬+家計・混合所得+民間法人企業所得)

$$= -0.0015 + 0.85 * DLOG(\text{名目GDP})$$

(t値) -0.40 8.29

修正決定係数 0.79

Durbin-Watson stat 2.38

(出所) 国民経済計算年報を基に作成

図表3-3(1) 一人当たり税収の一人当たり賃金弾性値の推計(1)

1人当たり税収の一人当たり賃金弾性値は、税制を反映して計算している。本稿では、経済企画庁や日本銀行等の先行研究と同様に、特定年度の制度(本稿では2006年度税制改正)を仮定し、クロス・セクション・データを用いて弾性値を推計した。

(弾性値の推計方法)

①前提となる家計に関する想定

- ・ 家族構成は夫婦子2人(夫は給与所得者、妻は収入無し、子のうち1人は特定扶養親族)。
- ・ 税引前年間給与所得は100万円以上5000万円未満。

②負担額の計算

- ・ 2006年度税制改正に基づき、税引前年間給与所得から基礎控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、社会保険料控除、給与所得控除を除いた課税所得に対し、給与所得税率を乗じることにより税額を算出した。なお、税引前年間給与所得を5万円毎に区分した。

③限界税率、平均税率の計算

- ・ ②により得られた年間給与所得との関係から、以下の計算により平均税率と限界税率を求めた。
 平均税率 = 納税額 / 税引前年間給与所得
 限界税率 = Δ納税額 / Δ税引前年間給与所得 (=5万円)

④給与所得階級別の負担ウェイトの計算

- ・ ③で求めた限界税率と平均税率を加重平均するために、「国税庁統計年報書」の給与所得者の所得階級分布表(01年度)における納税シェアの実績値を5万円毎に等分割した。

⑤弾性値の計算

- ・ ③で求めた限界税率と平均税率と、④で計算した給与所得階級別のウエイトから、以下の式により弾性値を求めた。

$$\mathcal{E} = \frac{\sum_k r_k \frac{dt_k}{dy_k}}{\sum_k r_k \frac{t_k}{y_k}}$$

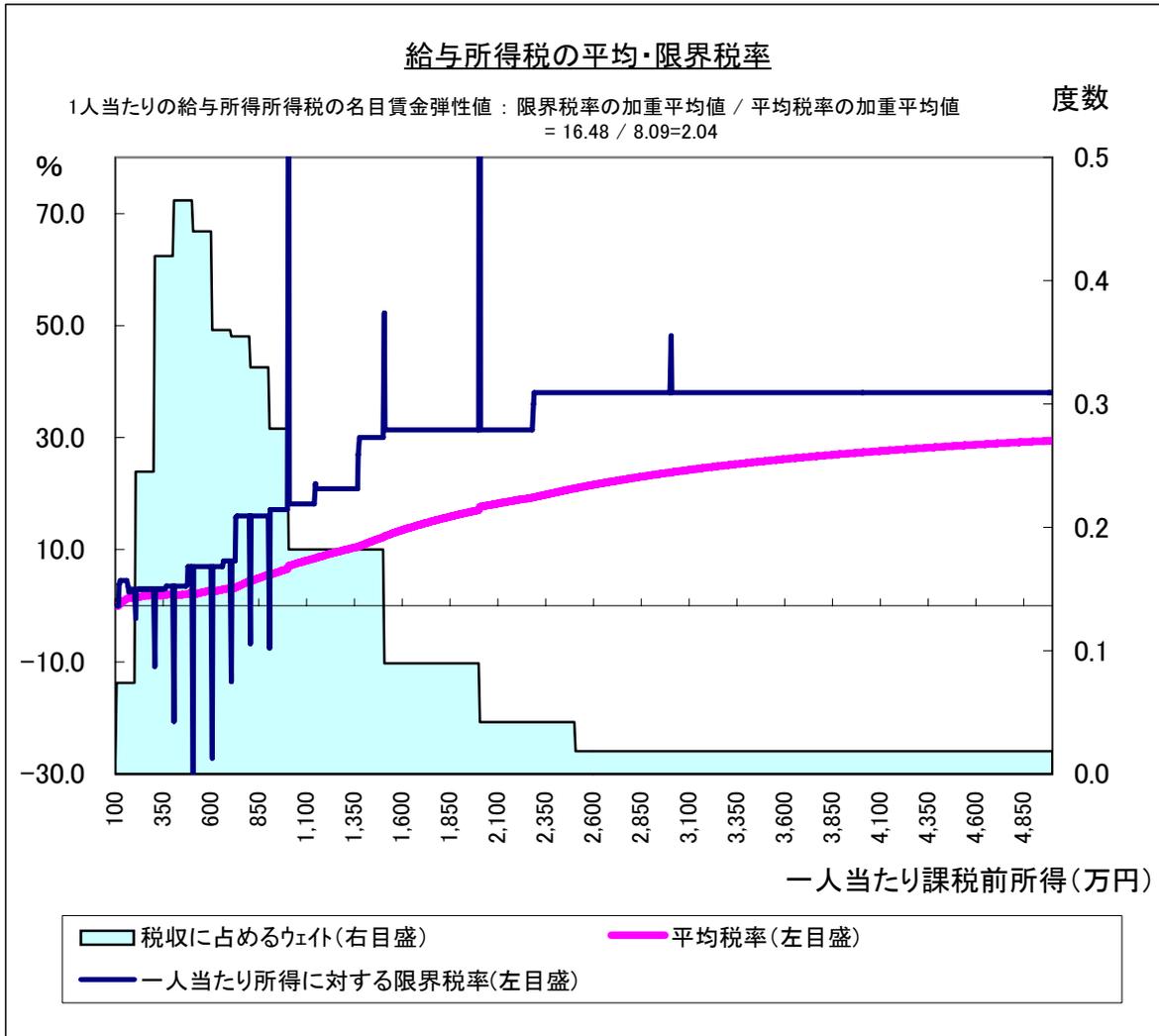
t_k / y_k : 給与所得階級 k の平均税率

r_k : 給与所得階級の税額が占めるウエイト

dt_k / dy_k : 給与所得階級 k の限界税率

\mathcal{E} : 1人当たり名目税収の名目賃金弾性値

図表3-3(2) 一人当たり税収の一人当たり賃金弾性値の推計(2)



図表3-3(3) 一人当たり賃金のGDP弾性値、就業者数のGDP弾性値

(本稿推計結果)

$$\text{DLOG(就業者数)} = -0.003 + 0.34 * \text{DLOG(GDP)}$$

(t値) -1.15 4.19

推計期間 1987 - 2005
修正決定係数 0.494
Durbin-Watson stat 1.226

$$\text{LOG(雇業者報酬+混合所得)/(就業者数)/(GDPデフレータ)}$$

$$' = -8.88 + 0.61 * \text{LOG(GDP)}$$

(t値) -28.9 25.7

推計期間 1987 - 2005
修正決定係数 0.973
Durbin-Watson stat 0.934

(データ出所) 労働力調査、国民経済計算年報

図表3-3(4) 所得税の税収弾性値の分析結果と他の分析との比較

出典名	マクロ経済変数間の関係		給与所得			利子所得		合計
	就業者数の実質GDP弾性値	実質賃金の実質GDP弾性値	一人当たり税収の名目賃金弾性値	給与所得税の実質GDP弾性値	ウェイト	利子所得税の実質GDP弾性値	ウェイト	
本稿推計 (利子所得税の弾性値=0の場合)	0.34	0.61	2.04	1.57	0.80	0.0	0.2	1.26
同 (利子所得税の弾性値=1の場合)	0.34	0.61	2.04	1.57	0.8	1.0	0.2	1.46
経済企画庁 「エコミック・リサーチ 財政収支指標の作り方・使い方」 (1998)	0.31	0.46	2.70	1.53	0.789	0.0	0.211	1.21
日本銀行 「わが国における構造的財政収支の推計について」 (2000)	0.33	0.69	2.22	1.86	0.908	0.0	0.092	1.69
OECD 「OECD Economic Outlook」 (2000)	0.27	0.09	1.80	0.43	-	-	-	0.40

図表3-4 OECDの推計による所得税の税収弾性値

	OECD (1995)	OECD (2000)
米国	1.1	0.6
英国	1.3	1.4
ドイツ	0.9	1.3
フランス	1.4	0.6
カナダ	1	1.2
イタリア	0.4	0.8
日本	1.2	0.4

(参考)本推計 1. 26～1. 46

(出所)OECD (2000)

図表3-5 法人税の課税ベースである民間法人企業所得のGDP弾性値

(本稿推計結果)

$$\begin{aligned} \text{DLOG(民間法人企業所得)} \\ = & 0.016 + 0.17 * \text{DLOG(名目GDP)} \\ \text{(t値)} & 0.48 \quad 0.19 \end{aligned}$$

推計期間 1987 - 2005
 修正決定係数 -0.057
 Durbin-Watson stat 2.068

$$\begin{aligned} \text{LOG(民間法人企業所得)} \\ = & 8.37 + 0.17 * \text{LOG(名目GDP)} \\ \text{(t値)} & 1.60 \quad 0.42 \end{aligned}$$

推計期間 1987 - 2005
 修正決定係数 -0.048
 Durbin-Watson stat 0.469

(データ出所) 国民経済計算年報

図表3-6 GDPに対する税収弾性値

出典名	税収全体 (注1)	所得税	法人税	間接税
		(0.28) (注2)	(0.28) (注2)	(0.36) (注2)
本稿推計値(利子所得税の弾性値=0の場合)	1.07	1.26	1.00	1.00
同 (利子所得税の弾性値=1の場合)	1.13	1.46	1.00	1.00
内閣府 「年次経済財政白書」 (2006)	1.14	1.20	1.30	1.00
経済企画庁 「エコミック・リサーチ 財政収支指標の作り方・使い方」 (1998) (注3)	1.14	1.21	1.30 (注3)	1.00
西崎・中川 「わが国における構造的財政収支の推計について」 (2000) (注4)	1.49	1.69	1.85 (注4)	1.15
OECD 「OECD Economic Outlook」 (2000)	0.97	0.40	2.10	0.50
OECD 「OECD Economic Outlook」 (1998)	1.82	1.20	3.70	1.00
IMF 「Structural Budget Indicators for the Major Industrial Countries」(1993)	1.10	1.00	1.35	1.00

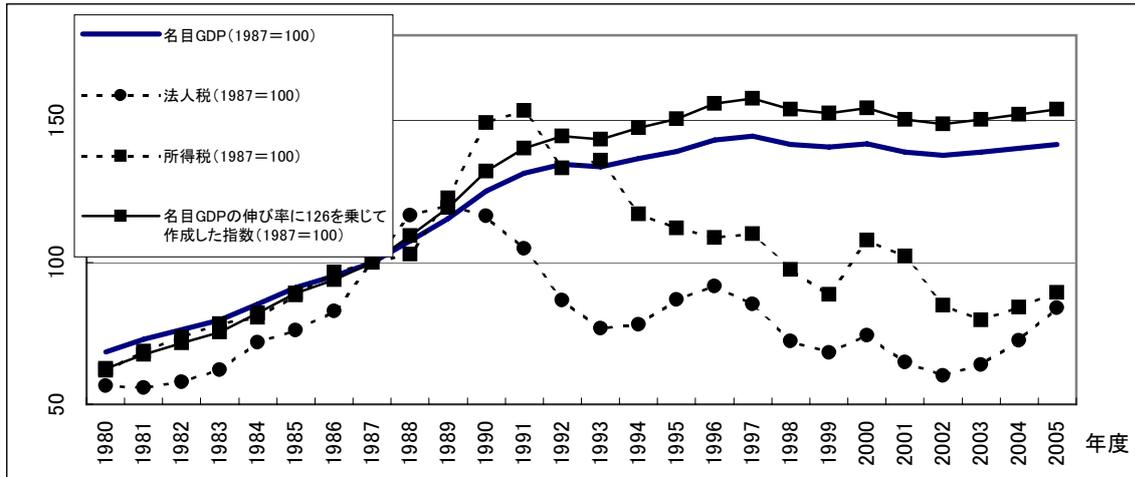
(注1)税収全体の弾性値については、2006年度当初予算のデータのウェイトを用いて、当方にて推計。その際、その他の税収については弾性値を1と仮定。

(注2)括弧内の数字は、税収全体に対するウェイト(2006年度の当初予算)。

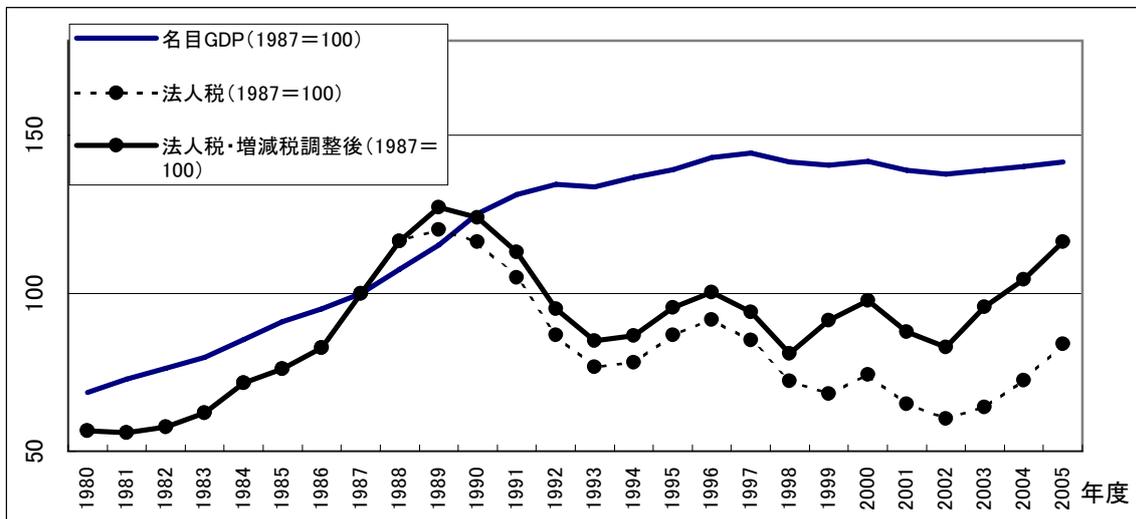
(注3)経済企画庁(1998)では様々な推計期間で弾性値を推計しているが、上記の弾性値は、論文上で構造収支の推計に使用した推計期間1986～1996年の弾性値である。

(注4)西崎・中川(2000)では、法人税の弾性値を可変パラメータで推計しているが、上記の弾性値は、経済が均衡した場合(GDPギャップ=ゼロ)の弾性値である。

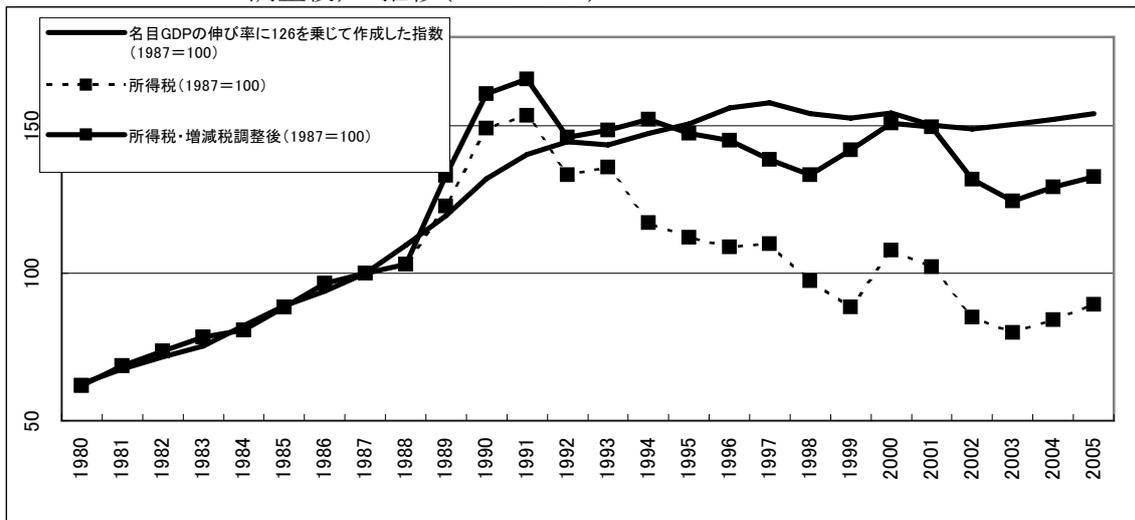
図表3-7(1) 名目GDP、法人税、所得税、名目GDPの伸び率に1.26を乗じて作成した指数の推移(1987=100)



図表3-7(2) 名目GDP、法人税、法人税(増減税調整後)の推移(1987=100)

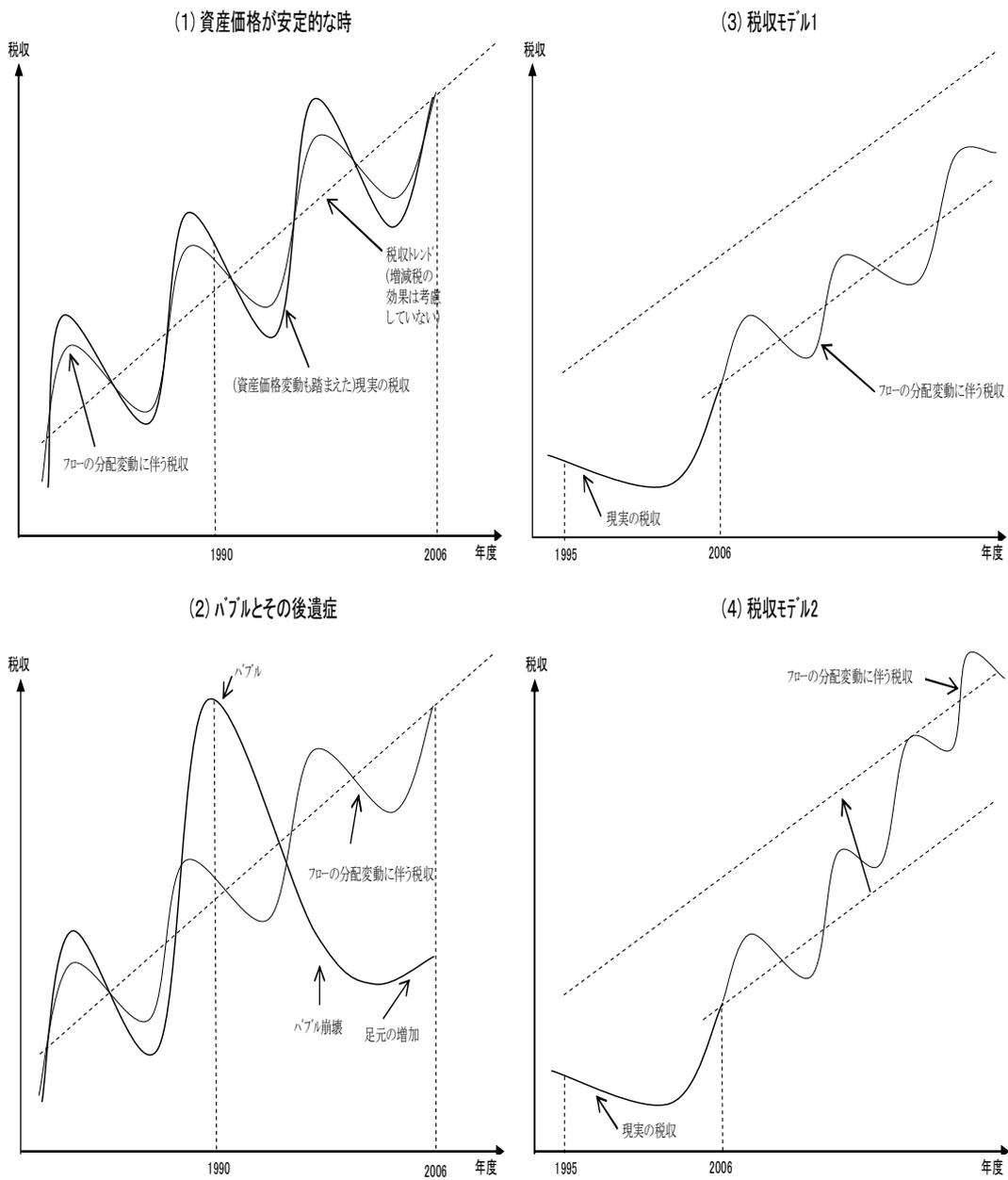


図表3-7(3) 名目GDPの伸び率に1.26を乗じて作成した指数、所得税、所得税(増減税調整後)の推移(1987=100)

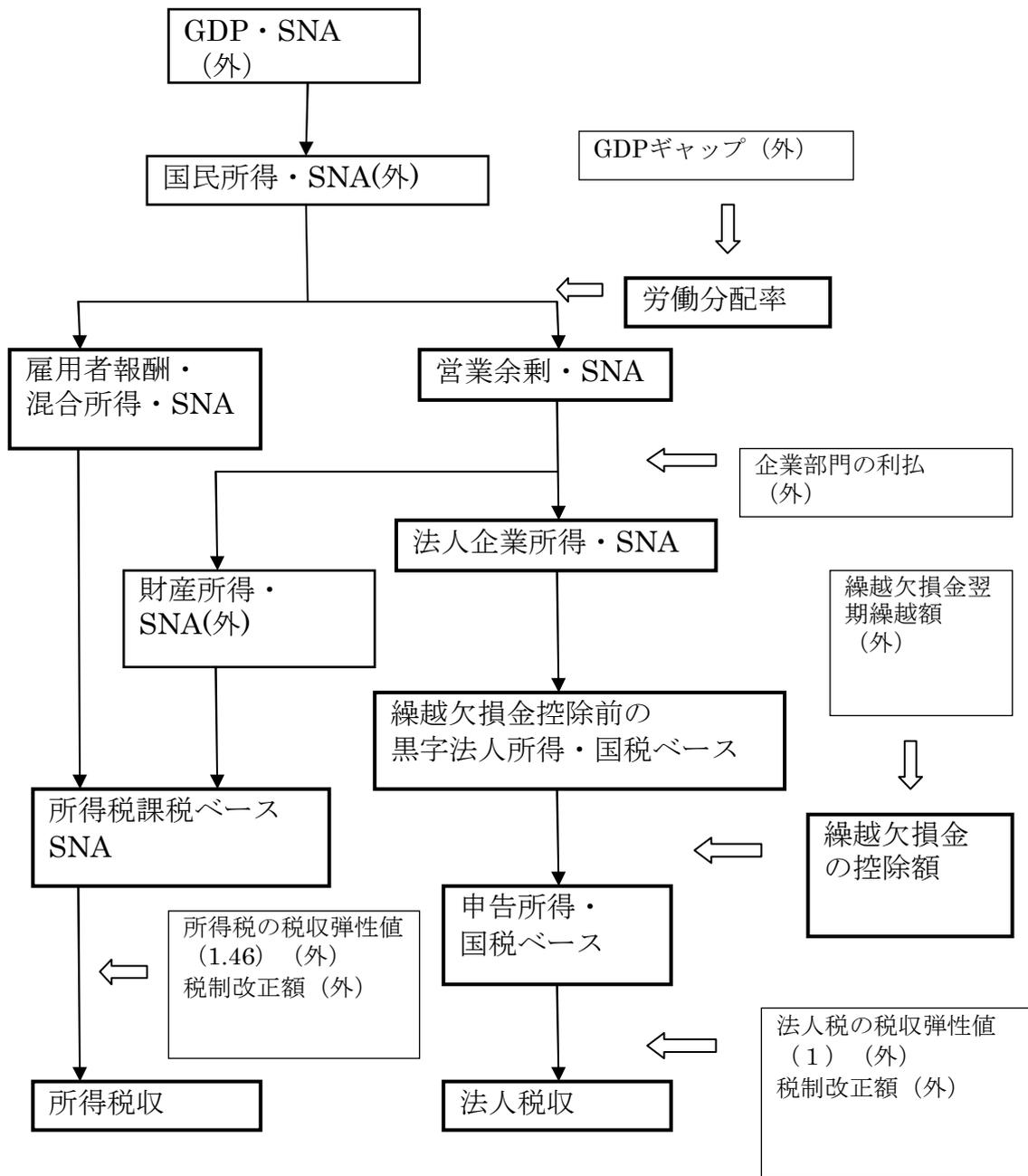


(出所) 国民経済計算年報、財政経済金融統計月報(租税特集)を基に作成

図表3-8 資産価格が税収に与える影響

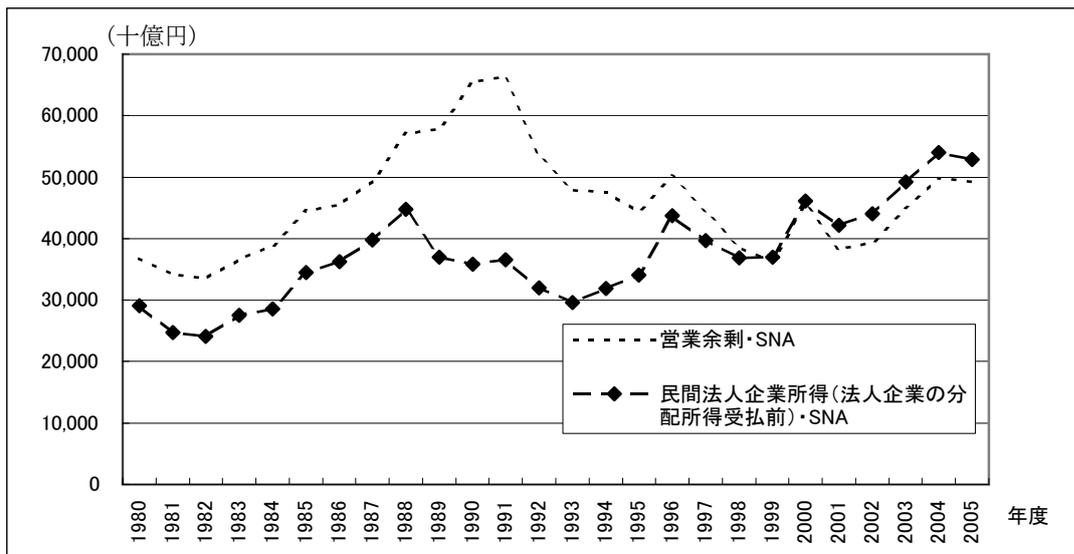


図表4-1 税収モデルの構造

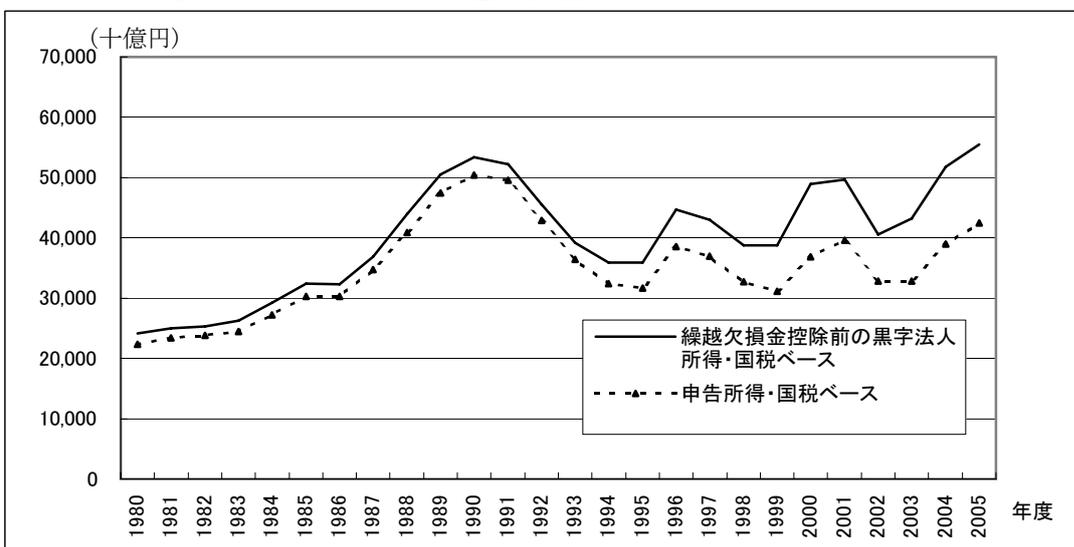


(注) 太字で太線で囲まれている変数は内生変数。
 外生変数又はパラメータには(外)の添字を附した。

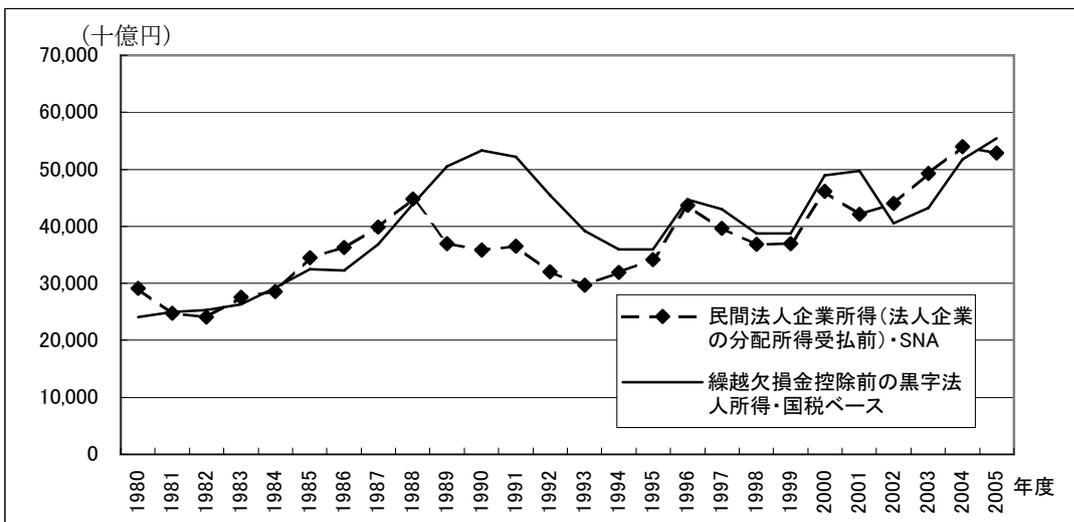
図表4-2(1) SNAベースの民間法人企業の営業余剰と法人企業所得



図表4-2(2) 国税ベースの申告所得と繰越欠損金控除前所得

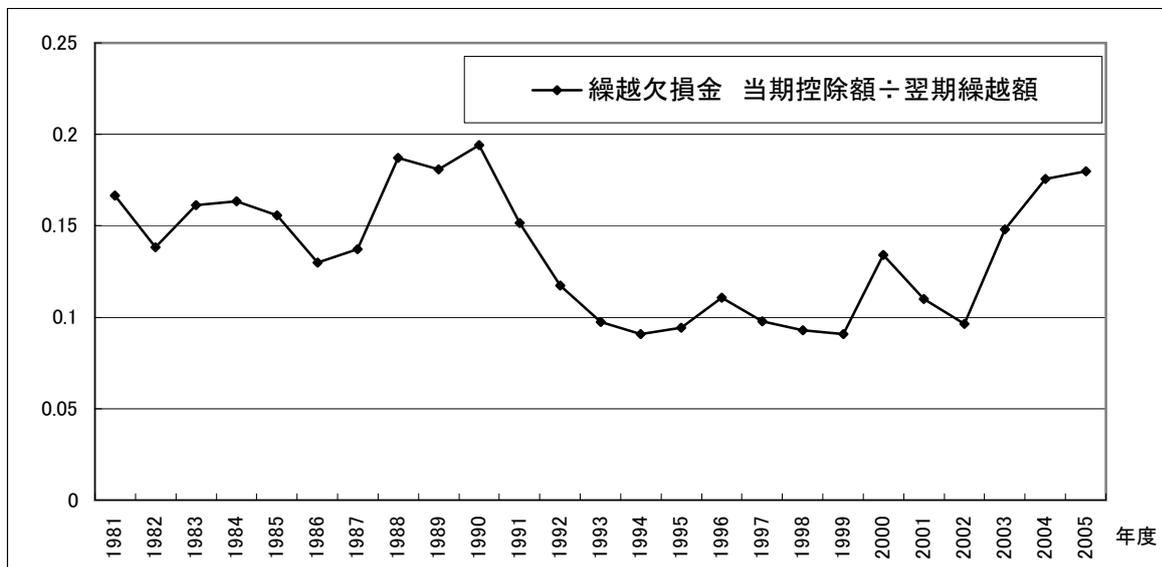
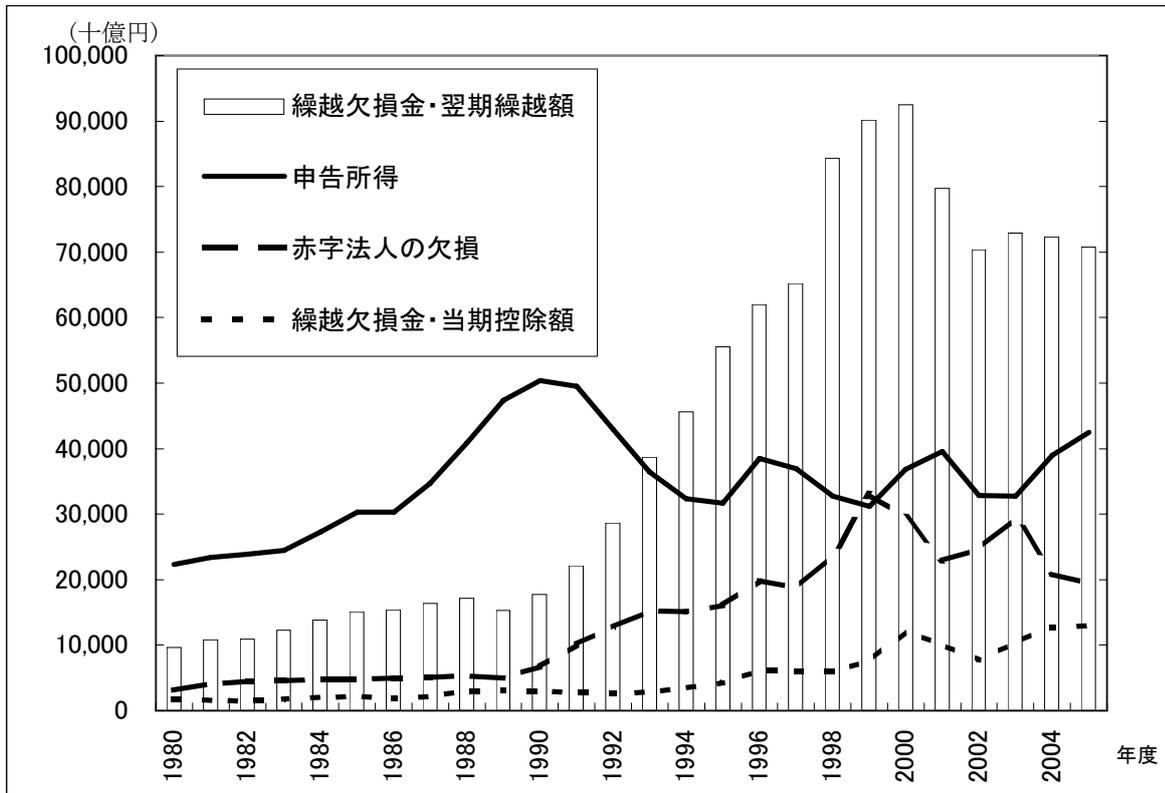


図表4-2(3) 国税ベースの申告所得とSNAベースの法人企業所得



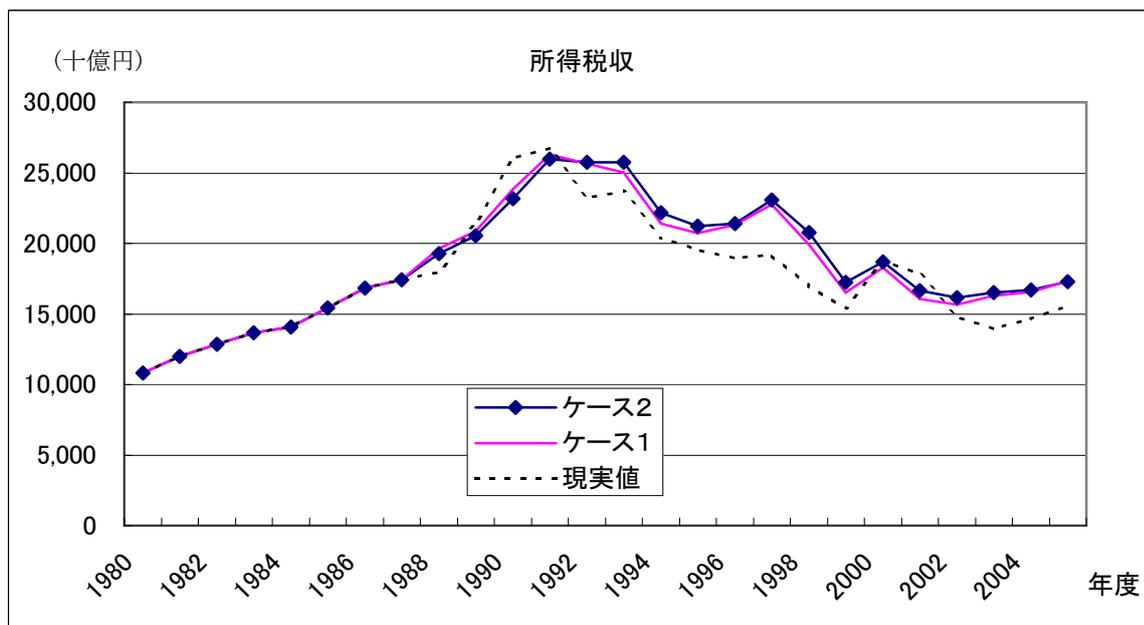
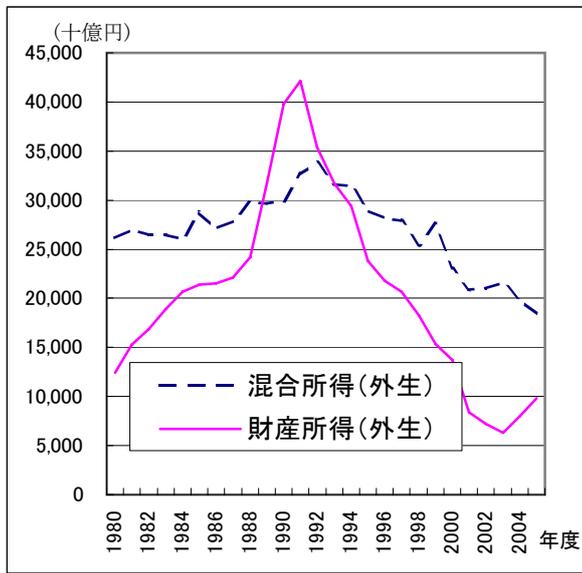
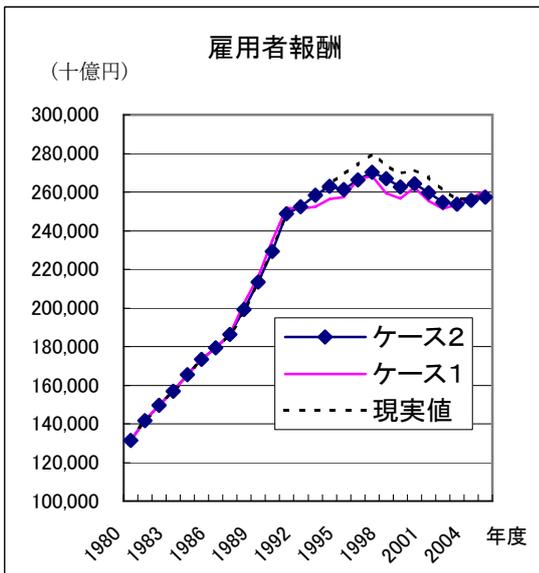
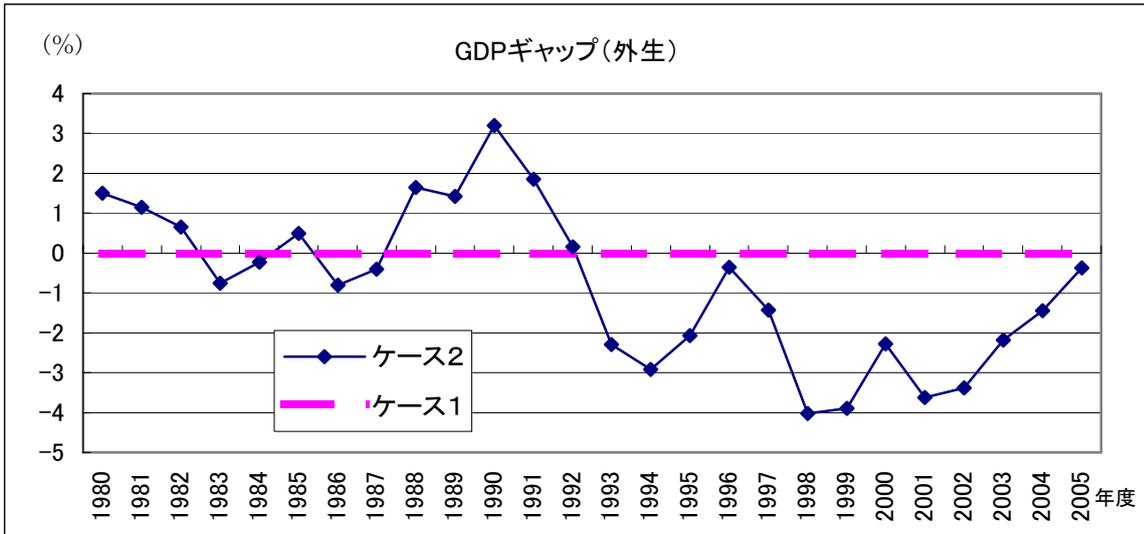
(出所) 国民経済計算年報、国税庁「会社標本調査結果(税務統計から見た法人企業の実態)」を基に作成

図表4-3 黒字企業の申告所得、赤字法人企業の欠損、欠損の累積である繰越欠損金・翌期繰越額、繰越欠損金控除額の推移

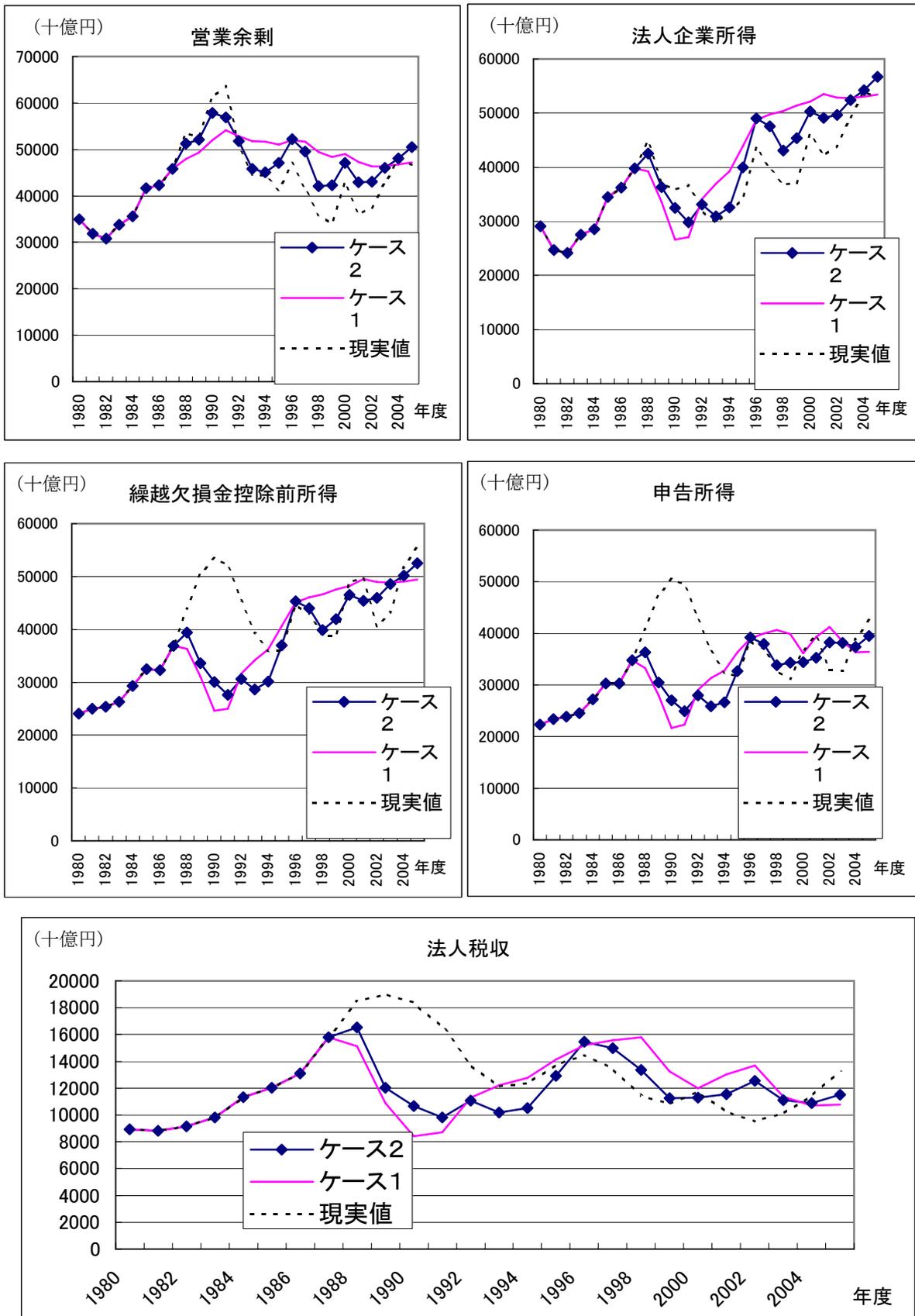


(出所) 国税庁「会社標本調査結果(税務統計から見た法人企業の実態)」より

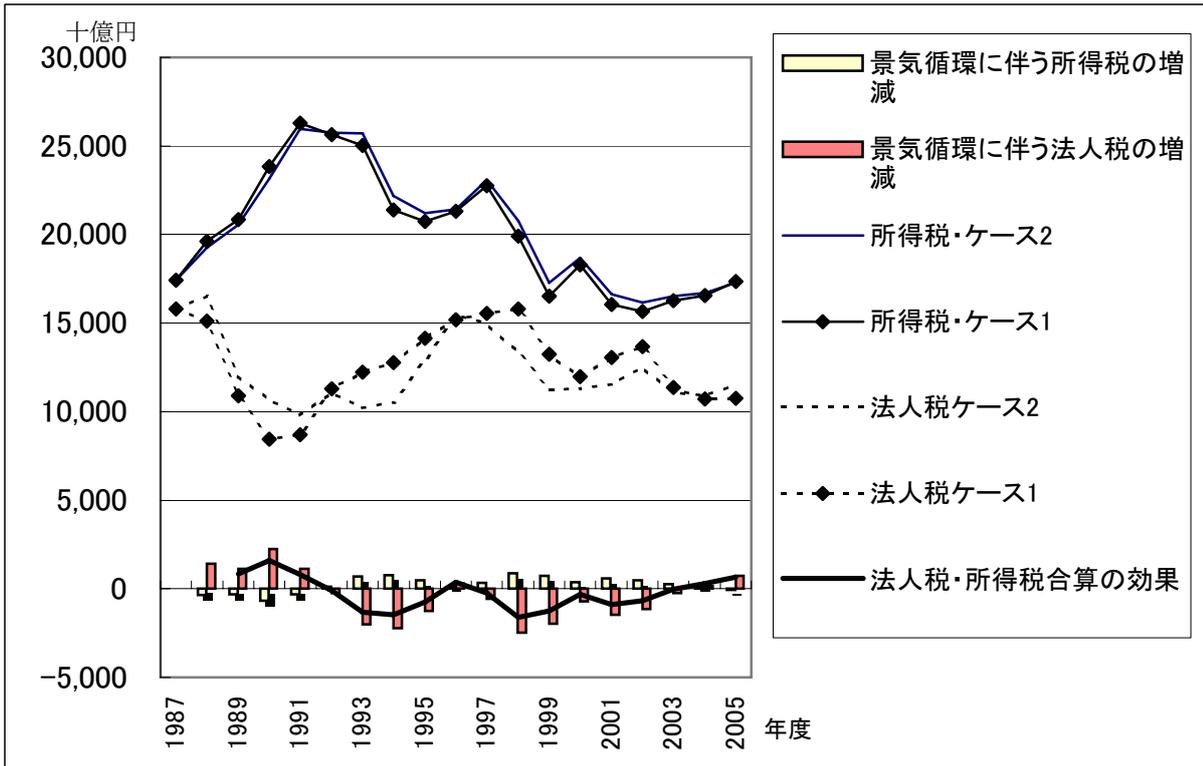
図表4-5(1) シミュレーション1の結果(1) GDPギャップの動きと所得税関係変数の動き



図表4-5(2) シミュレーション1の結果(2) 法人税関係変数の動き



図表4-6(1) シミュレーション1の結果(3)① 景気循環に伴う分配の変化に伴う所得税・法人税の増減

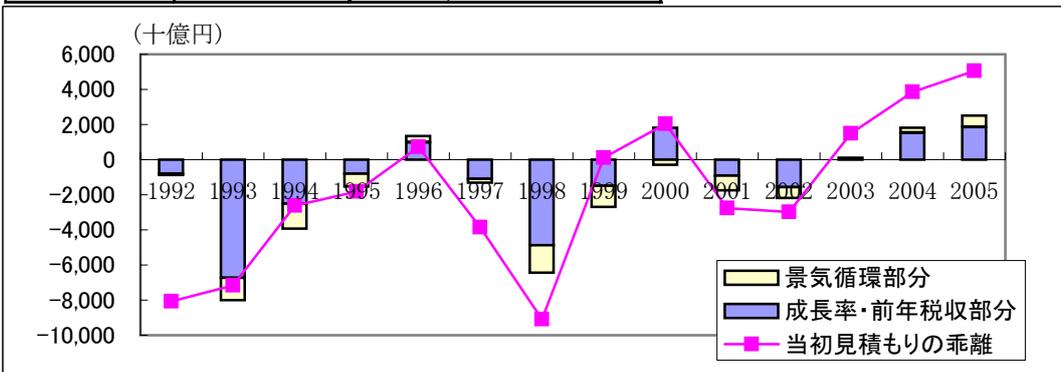


図表4-6(2) シミュレーション1の結果(3)② 景気循環に伴う分配の変化を考慮した当初税収見積りと決算額の乖離幅

決算額からの乖離の絶対値の平均

	当初	GDPギャップの変動を考慮		成長率修正		当年度税収額修正	
	(億円)		当初からの割合		当初からの割合		当初からの割合
1976～2005	28,610	—	—	22,050	77%	21,427	75%
1992～2005	36,903	32,055	87%	27,752	75%	29,524	80%

	3つの効果の累積	
		当初からの割合
1976～2005	—	—
1992～2005	18,934	51%



図表4-7(1) シミュレーション2の追加方程式

----< YCVS2A : 申告所得(国税ベース):繰越欠損金が国民所得と同率で伸びるケース>----

$$YCVS2A = YCVS1 - KOUJYOA$$

----< TXB3 : 法人税 :繰越欠損金が国民所得と同率で伸びるケース>----

$$TXBA = TXBA(-1) * (1 + @pchy(YCVS2A)) + DTAXB$$

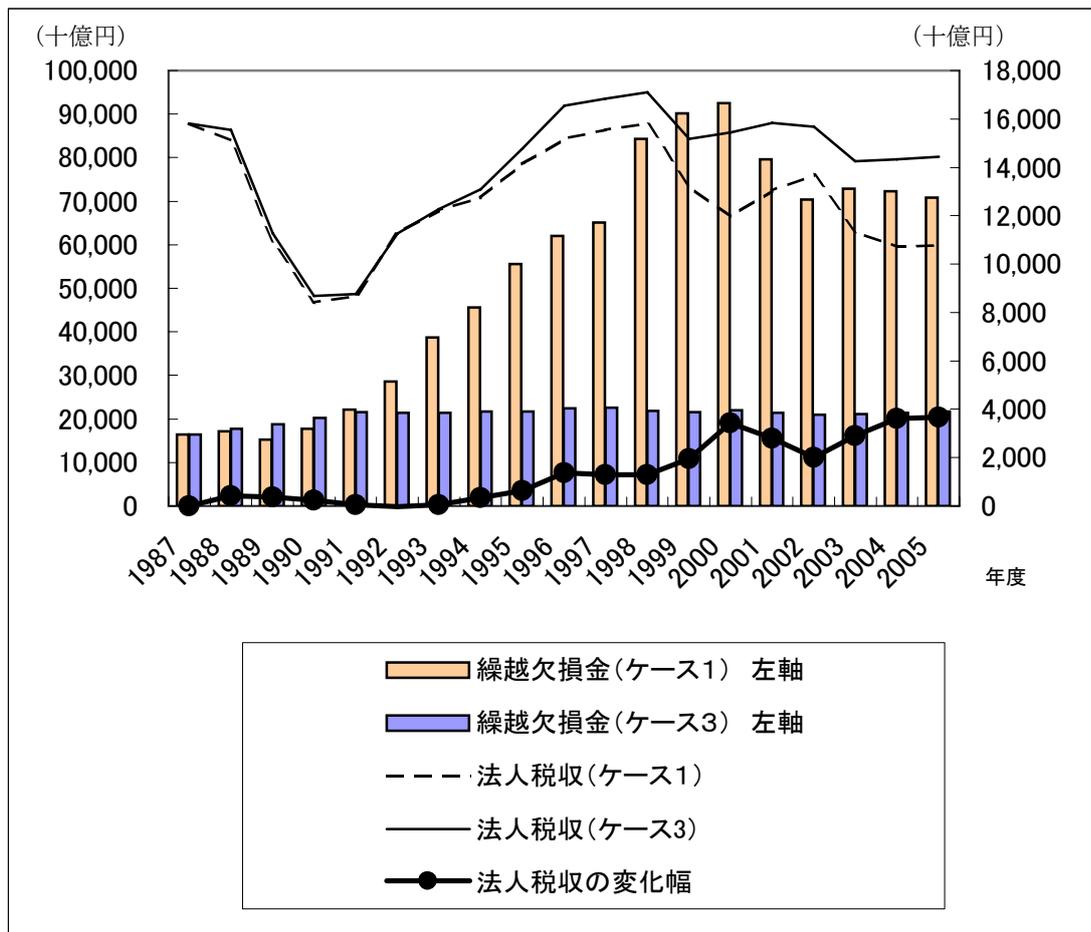
----< 繰越欠損金控除額:繰越欠損金が国民所得と同率で伸びるケース>----

$$KOUJYOA = R_KOUJYOA * KURIKOSHIA(-1)$$

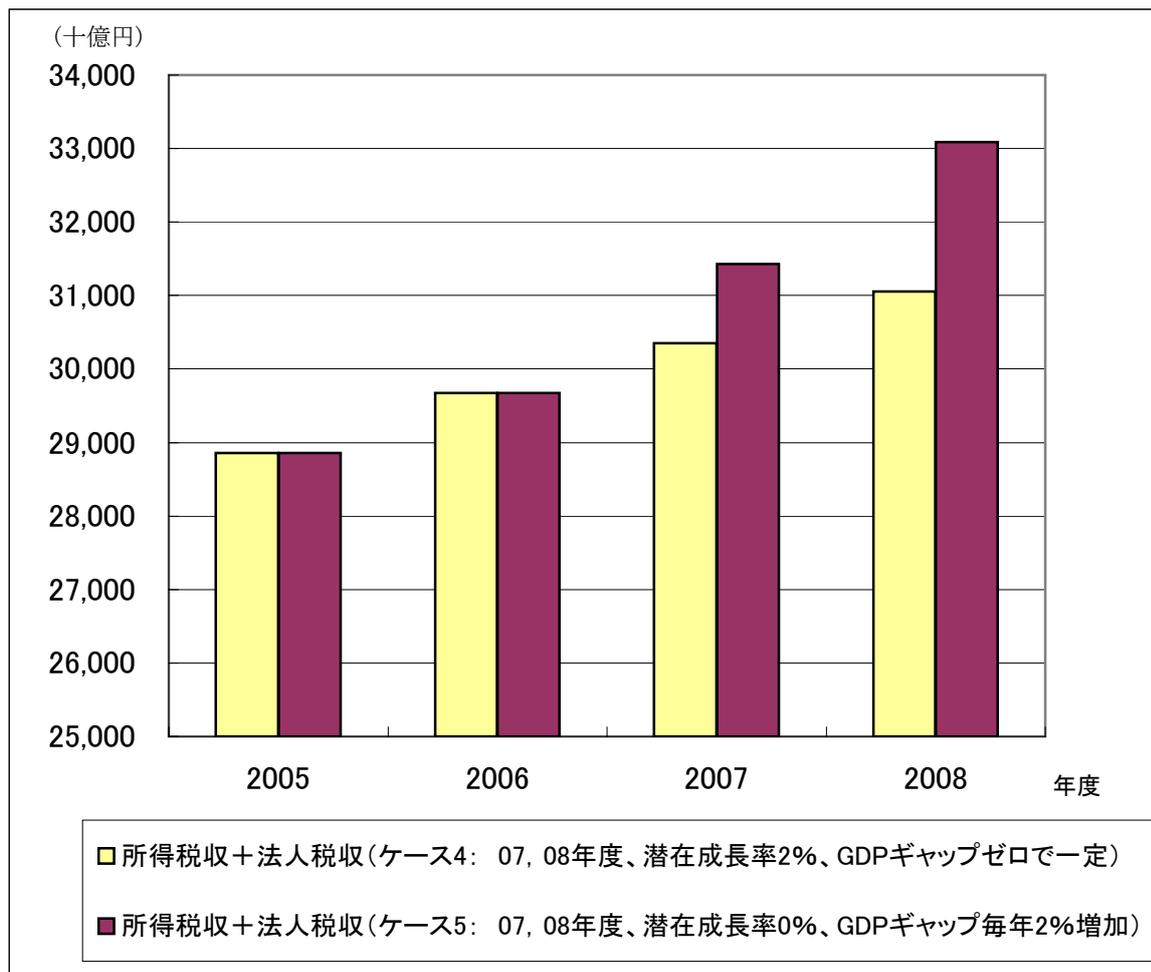
$$R_KOUJYOA = 0.1305$$

$$KURIKOSHIA = KURIKOSHIA(-1) * (1 + @pchy(niv))$$

図表4-7(2) シミュレーション2の結果



図表4-8 シミュレーション3の結果(GDPギャップの増加と潜在成長の税収に与える影響の相違:年度内税収弾性値と長期の税収弾性値の測定)



シミュレーション結果(2007年度、2008年度平均)

	税収全体の平均伸び率	GDP成長率		
ケース4	2.2	2.0	長期の税収弾力性	1.1
ケース5	4.1	2.0	年度内税収弾力性	2.1

(注) その他税収(05年度20.2兆円)を弾性値1で延伸して計算。

(注) 便宜上、年度内税収弾性値も複数年度にまたがり推計を行った。